

平成27年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成27年3月 3日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成27年 3月 3日

23日間

至 平成27年 3月25日

第 3 諸般の報告

第 4 町長施政方針説明

第 5 請願の委員会付託

第 6 議案第 1号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更について

第 7 議案第 2号 平成26年度 鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約の変更について

第 8 議案第 3号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更について

第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第10 議案第 4号 京丹波町表彰条例の制定について

第11 議案第 5号 京丹波町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第 6号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第 7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第 8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第 9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第10号 京丹波町先行取得用地活用対策基金条例を廃止する条例の制定に

ついて

- 第 17 議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 18 議案第 12 号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 13 号 京丹波町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 14 号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 15 号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 22 議案第 16 号 京丹波町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第 23 議案第 17 号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第 18 号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第 19 号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第 20 号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第 27 議案第 21 号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第 28 議案第 22 号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第 23 号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第 24 号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 議案第 25 号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 3 2 議案第 2 6 号 京丹波町わち「水と陸」自然双生運動公園条例を廃止する条例の
制定について
- 第 3 3 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定の変更について
- 第 3 4 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度京丹波町一般会計予算
- 第 3 5 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 4 1 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 4 2 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 4 3 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 4 4 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 4 5 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 4 6 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 4 7 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 4 8 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 4 9 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度国保京丹波町病院事業会計予算

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 森 田 幸 子 君
- 2 番 松 村 篤 郎 君
- 3 番 原 田 寿 賀 美 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 山 下 靖 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 岩 田 恵 一 君

8 番 北 尾 潤 君
9 番 鈴 木 利 明 君
1 0 番 篠 塚 信 太 郎 君
1 1 番 東 ま さ 子 君
1 2 番 山 崎 裕 二 君
1 3 番 村 山 良 夫 君
1 4 番 山 田 均 君
1 5 番 山 内 武 夫 君
1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君
副 町 長 畠 中 源 一 君
会 計 管 理 者 谷 口 誠 君
参 事 伴 田 邦 雄 君
参 事 藤 田 真 君
瑞 穂 支 所 長 川 寫 勇 人 君
和 知 支 所 長 榎 川 諭 君
総 務 課 長 中 尾 達 也 君
監 理 課 長 木 南 哲 也 君
企 画 政 策 課 長 久 木 寿 一 君
税 務 課 長 松 山 征 義 君
住 民 課 長 長 澤 誠 君
保 健 福 祉 課 長 下 伊 豆 か お り 君
子 育 て 支 援 課 長 津 田 知 美 君
医 療 政 策 課 長 藤 田 正 則 君
農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君
商 工 観 光 課 長 山 森 英 二 君
土 木 建 築 課 長 十 倉 隆 英 君

水道課長	山田洋之君
教育長	朝子照夫君
教育次長	中尾裕之君
代表監査委員	小畑圭一君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 改めまして、皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、定刻に参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番議員・坂本美智代君、7番議員・岩田恵一君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月25日までの23日間と決しました。

会期中の予定は、事前に配付の会期日程表のとおりでございます。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、諮問第1号と議案第1号ほか42件でございます。後日、町長からの追加提案の提出があります。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

2月20日、京都府町村議会議長会第65回定期総会において、全国町村議会議長会の自治功労者表彰の伝達式が行われました。京丹波町議会からは山下靖夫議員、坂本美智代議員、そして私でございますが、町村議会議員在職15年の表彰を受けられました。多年にわたる地域の振興、発展に寄与された功績によるものでございます。改めてお祝いを申し上げます。

まことにおめでとうございます。

2月27日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

2月18日に産業建設常任委員会、2月19日に福祉厚生常任委員会と総務文教常任委員会が、また、2月24日には交通網対策特別委員会が開催され、それぞれ所管の調査、研究、現地踏査が実施されました。

議会広報特別委員会には議会だより第42号を発行いただきました。本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本定例会のビデオカメラによる撮影・収録を許可しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんは大変ご苦労さんですが、よろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、町長の施政方針の説明》

○議長（野口久之君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日ここに、平成27年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、あるいはご協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

平成27年度は、京丹波町が誕生しまして10年を迎える節目の年でもあります。今日まで諸先輩方のたゆまぬ努力によって着実に新しいまちが形づくられてまいりました。今、本町では京都縦貫自動車道の全線開通、道の駅「京丹波 味夢の里」の開業、丹波自然運動公園の京都トレーニングセンターの平成27年度末の完成など、本町を取り巻く状況は大きく変わろうとしております。これらの施設を基点として、活力のあるまちづくりに邁進してまいりますので、議員各位の格別のご指導、ご支援を切にお願いする次第であります。

また、本年、10月11日には記念事業を開催し、町民の皆さんとともにお祝いしたいと

考えてもおります。

さて、我が国の経済状況は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の一体的な推進によって、緩やかな回復基調が続き、実質GDPは消費税増税後初のプラスに転じるなど、景気が上昇していく環境が整いつつあると言われております。しかしながら、内需の柱であります個人消費は食品や日用品の相次ぐ値上げに消費税増税が加わり、景気の改善は鈍く、消費者心理はいまだに立ち直っていない状況にあります。

こうした中、国は経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率10%への引き上げ等の施行を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更することを含む地方税制改正を行うこととしております。

さらに、我が国は人口減少、超高齢化社会を迎え、危機的な課題である人口減少対策、地方創生に腰を据えて取り組む必要があるとして、まち・ひと・しごと創生法が制定され、平成26年度補正予算で、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策において、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されたところであり、新たな交付金は地方版総合戦略の策定と、地域の少子化対策などを後押しする地方創生先行型と、地域における消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策を後押しする地域消費喚起・生活支援型の二本立てで総額4,200億円となっております。この交付金は本町におきましても予算配分されたことから、26年度補正予算にその事業費を計上して取り組む予定をしております。

また、新年度の国の一般会計予算においては、人口減少対策の5カ年計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく雇用の創出や、移住促進に重点を置いた地方創生関連施策を中心に、前年度比0.5%増となる過去最大を更新する9兆6,420億円が編成されたところであり、

なお、平成27年度の地方財政対策におきましては、歳出項目にまち・ひと・しごと創生事業費が新設、1兆円が計上されるなど、地方創生で自治体の取り組みを後押しする姿勢があらわれています。

社会保障の充実分等により、一般財源総額は平成26年度を約1兆1,908億円上回り、過去最高の6兆1,485億円とされましたが、地方交付税は地方税収の増加見込みに伴い、1,307億円減額となる1兆6,548億円とされ、3年連続の減額となったところであり、

また、赤字地方債である臨時財政対策債も1兆702億円の圧縮となったものの、4兆5,250億円を借り入れるなど、地方においても依然として借金に依存せざるを得ない厳しい状況が続いております。

こうした情勢の中、私がこれまで推進してまいりました「安心」、「活力」、「愛」のあるまちづくりをより確かなものとするために、担うべき業務を選択し、具体的にどう進め、どのように未来に引き継いでいくのか、平成27年度の町政運営の基本方針につきまして、申し述べたいと思います。

昨年暮れのまち・ひと・しごと創生法の施行により、地方創生の取り組みが始まりました。本町におきましても将来にわたって安心、活力、愛のある地域社会を維持していくために、国と京都府の総合戦略の策定を受けて、京丹波町総合戦略の策定に取り組むとともに、平成29年度から10年を計画期間とする第2次京丹波町総合計画の策定に取りかかります。

また、京都府の森の京都構想と連携を図り、人を呼び込むための京丹波の森づくりを進めてまいります。

まず、安心のあるまちづくりであります。少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の方々が安心して暮らせる環境づくりは最も重要な政策課題であります。既に多くの町民の皆さんには、地域全体での見守りや声かけの重要性を認識いただき、取り組みを進めていただいているところでありますので、みんなで支える地域福祉づくりをさらに推進してまいります。

また、私は町長就任以来、町民の皆様が安心して暮らしていただくための最重要課題に地域医療の確保を掲げ、最優先に取り組んでまいりました。おかげさまをもちまして、平成23年度から京丹波町病院に和知診療所及び和知歯科診療所を一本化し、経営の効率化や病院と診療所の連携強化を図ることができました。また、京都府をはじめ府立医大及び関係医療機関との連携により、課題でありました常勤医師の確保を図ることができ、今年の3月15日には府立医大、吉川学長を講師に迎え、地域包括医療講演会を開催したところであります。

本年も3月14日に地域包括医療発表会を開催予定としております。京丹波町病院と各診療所を、さらに私たちのまちの私たちの病院として身近に感じていただけるように、取り組みを進めていくのはもとより、今後も在宅医療の充実など地域包括医療の推進に努めてまいります。

次に、住民の安心・安全と健康で心豊かな生活を保障するための施策についてであります。

これまでから、基本健診とがん検診が同時に受診できる総合健診の推進をはじめ、若年層や勤労者が受診しやすい体制づくりに努めてまいりました。今年度からは健診項目の中にピロリ菌検査を導入し、適切な早期治療により胃がんの疾病リスクの低減を図ってまいります。

また、健康長寿のまちの実現に向けて、健康づくり推進協議会や食生活改善推進員協議会などとの連携を進めるとともに、きめ細かな保健指導に取り組んでまいります。

さらに、安心して医療が受けられるよう、心身障害者やひとり親家庭等に対する医療費助

成をはじめとして、中学校卒業までの医療費負担を医療機関ごとに月額200円とする子育て医療費助成制度や、妊婦健診に必要とされる健診14回分を全て公費負担とする制度、さらには妊娠を望む方に対する不妊治療にかかる費用を軽減するため、不妊治療助成金事業を継続してまいります。

また、第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、家族介護支援や認知症予防事業を積極的に実施し、在宅高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける本町独自の地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

障害者支援では、第4期障害福祉計画に基づき、相談支援事業の拡充を図り、きめ細かな障害福祉サービスの提供に努めるとともに、障害者等の自立と社会参加の促進が図られるよう、関係機関と連携して、地域生活支援事業を推進してまいります。

消費者の安全確保に関しましては、消費生活相談員による消費者相談窓口を継続し、高齢消費者のトラブル防止など関係機関と連携した啓発活動に取り組むとともに、持続的に安定した消費者行政の推進に努めてまいります。

災害に強いまちづくりでは、今年度、災害現場や災害対策本部との通信を確保するためのデジタル防災行政無線を整備し、災害時の消防団活動を迅速かつ的確に補完し、防災体制の強化を図ってまいります。

また、消防団に配備しております小型動力ポンプ付積載車の計画的な更新をはじめ、地域防災計画の見直しを図り、現状に即した実効性の高いものとしてまいります。このほか、各種防災訓練に取り組み、地域防災力の強化を図ってまいります。また、日頃から民生児童委員さんをはじめ、各地域の自治会や消防団とも一層連携を図り、災害時における要援護者へのきめ細やかな対応に努めてまいります。

また、防犯事業としましては、区等において整備されます街灯設置補助金事業を継続して実施するなど、犯罪の抑止力向上に努めてまいります。

次に、原子力防災であります。原子力規制委員会は、このほど関西電力高浜発電所の3、4号機の原子炉設置変更許可申請に関する審査書を正式決定いたしました。これにより、高浜発電所の再稼働が現実のものとなってまいりました。この間、私は一貫して原子力発電による電力供給は、完全なる安全の担保は厳しく認めがたいと、また我が国のエネルギー需給問題として考えられるべきとの思いであり、国と事業者が地域住民にしっかりと説明責任を果たされ、理解を求めていると申し上げてきました。また、2月27日には高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書が、京都府と関西電力株式会社との間において締結されました。この協定は、立地県に準じたもので、現行の協定内容から大きく踏み

込んだものとなっております。

また、本町におきましても、高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書を京都府と関係します7市町との間において締結したところであります。その確認書の中に規定されています地域協議会において、国、事業者からの説明を求めていきたいと考えております。また、京都府と関係市町が情報を共有し、歩調を合わせて取り組んでまいります。

次に、一般住宅等の耐震化につきましては、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、現行の耐震基準に適合していない建築物につきましては、引き続き耐震診断事業や耐震改修事業を促進してまいります。

また、住宅改修補助金交付事業につきましても、地域経済活性化への効果も大きいことから、平成26年度から3年間、事業を延長しまして、これを継続して進めてまいります。

町営バスの運行につきましては、公共的施設等や地域を結ぶ重要な生活交通として乗り継ぎによる料金負担の軽減を図るなど、利便性の向上に向けて取り組んでまいります。

また、道の駅「京丹波 味夢の里」の開業に合わせ、町営バスにより道の駅が利用できるよう、4路線にバス停「味夢の里」を新設することとしております。地元唯一の高校であります須知高校への通学支援につきましては、町営バスの利用促進策として、引き続き助成実施をいたします。

次に、活力のあるまちづくりであります。

地域資源の活用をはじめ、本町の特徴を活かした産業振興や生活環境の向上、及び地域の活性化に向けた社会資本整備により、活力みなぎるまちを目指してまいります。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策を最重要課題に位置づけ、取り組むとともに、担い手の育成、特産物の振興、農村環境の保全、循環型農林業の推進を主要施策として、取り組んでまいります。

有害鳥獣対策では、野生鳥獣被害総合対策事業を活用した金網フェンスなどの設置や、有害鳥獣の対象を拡大するとともに、近年深刻なサル被害に対応するため、サル被害に効果の高い防護柵をモデル的に設置し、地域ぐるみの追い払い活動と合わせまして、支援してまいります。

また、狩猟免許の取得支援制度による狩猟者の育成、町域を越えた広域捕獲の実施のほか、ゲート式自動捕獲装置などの大量捕獲装置による結果を踏まえた効果的な捕獲対策を研究してまいります。

担い手育成対策では、地域の中核的な担い手となる営農組織のほか、新規就農者や認定農業者などが行う農業機械の導入や、施設整備に対する支援を強化します。

生産振興対策では、消費者の安全・安心への志向が高まる中、売れる米づくりを進めるとともに、特産物産地化等形成助成などの町独自事業の推進により主要特産物である黒大豆、小豆をはじめ、ソバ、京野菜、京かんざしなどの生産振興を図り、ブランド力を高めるとともに、古くから本町の特産物である丹波クリにおいては生産振興協議会を設置するなど、生産拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

また、そうした農作物の生産に当たりましては、畜産堆肥の活用による土づくりを推進し、耕畜連携による資源循環型農業の振興を図ってまいります。

農業、農村整備につきましては、平成27年度から法律に基づき実施される日本型直接支払制度として、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金により、農業・農村の多面的機能を発揮するための地域活動や営農活動が今後も引き続き適切に行われるよう支援してまいります。

また、安定的な農業経営や安心・安全な農村生活を実現するため、農村地域の防災、減災に向けた整備を行うとともに、命の里事業など地域力の向上を目指した集落連携活動への支援にも取り組んでまいります。

林業振興面では、林業経営の向上や林業団体の育成を図り、あわせて森林の持つ多面的機能を良好に維持していくため、森林を整備する地域活動等への支援を行うとともに、効率的な森林施業のための路網整備として坂原地区と西河内地区を結ぶ森林管理道塩谷長谷線の開設工事を引き続き実施してまいります。

また、本町の豊かな森林資源を活用するためには、森林資源の調査が不可欠であります。森林資源量の解析システムの構築により、精度の高い森林資源情報を持つことで、実効性の高い森林整備計画を樹立し、木材利用の拡大・促進、効率的な森林の整備・保全を図ります。

また、友好町として交流を深めております北海道の下川町の循環型森林経営を参考にしながら、地域熱供給システムによる資源循環のモデルづくりに取り組むとともに、公共施設等の木質化や薪ストーブの導入、京丹波ぬく森のイスペゼント事業などを通じて、町内産材の活用と木のぬくもりを感じる豊かな暮らしの促進に取り組んでまいります。

本年度には、京丹波町産材を活用した京都府立丹波自然運動公園トレーニングセンターの建築が予定されております。その取り組みをモデル事業として位置づけ、今後、町内産材の利用促進を図り、木づかいの文化づくりを進めてまいります。

また、京都府立林業大学校との連携をより一層強化し、実習林の提供などの支援を行うほか、さまざまな面で連携を強め、林業振興と町の活性化を図ってまいります。

今春は2期生、23名が卒業される見込みであります。京都府内外の林業関係機関などへ

の就職が内定しているところと聞いております。今後、卒業生の皆さんの活躍を心から期待するものであります。

次に、商工業及び観光の振興につきましては、特に厳しい経済情勢の中で、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や補給金制度など、町独自施策として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行ってまいります。

また、これまで実施してきました京丹波食の郷創造プロジェクト事業をより充実発展させるため、京丹波町まるごと観光推進事業として実施し、食をテーマとしたさまざまな取り組みや農産物の6次産業化を推進し、食の郷・京丹波として、全国への流通拡大や町内への集客など図ってまいります。

本年度も丹波自然運動公園と須知高校を会場に開催し、本町の豊かな食を、広く情報発信するとともに、町民総参加のイベントとして町民の皆さんの誇りづくりや元気づくりにつなげてまいります。

また、畑川ダムによる安定した水の確保や、平成27年に全線開通が予定されています京都縦貫自動車道の完成を本町発展の原動力として、企業誘致や地元企業及び町関係施設の活性化を推進してまいります。

この京都縦貫自動車道の開通につきましては、既に報道等で報告されておりますとおり、開通予定がゴールデンウィーク以降となりました。4月の開通に合わせて開業予定でありました道の駅「京丹波 味夢の里」につきましても、開業を延期せざるを得ない状況となりましたが、特産物の販売や施設利用をきっかけとした道路利用者の町内への誘導方法の確立など、京丹波町観光協会等関係団体と連携を図りながら、多くの人を訪れるまちづくりを推進するための準備をしっかりと整え、開業に備えたいと思っております。

次に、道路等の整備であります。道路は産業活動や住民の生活を支える基盤施設であります。地域の連携や交流圏の拡大に欠かすことのできない社会基盤であることから、道路の利便性、安全性の向上につなげるための必要な整備に努めてまいります。

また、今後ますます老朽化する施設の増加に対し、点検や維持管理を含めた長寿命化に取り組んでおります。

国道9号及び27号においては、旧町間を結ぶ重要な幹線道路であります。狭小区間や歩道未設置区間が存在することから、早期に必要な整備が進められるよう、関係団体とも協調し、整備実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

府道関係におきましては、ほとんどの路線が事業継続路線となっており、沿線市との連絡や国道に連絡する幹線道路であることから、災害時の避難道路や交通基盤としてその役割は

重要であります。このため、早期改修に向けて、沿線住民の皆さんや促進同盟会、協議会の皆さんとともに、継続して要望活動を行ってまいります。

町道関係では町総合計画や地域からの要望をもとに、道路利用者の安全や利便性の向上及び地域間交流の促進につながるよう、幹線道路を中心に改良事業に取り組んでまいります。

また、冠水箇所等の改修につきましては、周辺の排水状況等を確認し、改修整備に努めてまいります。

河川整備等につきましては、畑川ダムの完成により治水機能が向上し、流域住民の安心・安全が図られたところであります。引き続き高屋川藤ヶ瀬工区改修事業については事業進捗が図られるよう京都府と連携して取り組むとともに、須知川等の改修が必要な箇所につきましては関係者と連携し、早期の事業化を要望してまいります。また、土砂災害から住民の生命と財産を守る砂防事業等につきましても、京都府と連携して取り組むこととし、町管理河川においても災害発生が懸念される箇所については、必要な対策を行い、周辺流域の安定化に努めてまいります。

畑川ダムの関係につきましては治水と利水の機能が十分に発揮されるよう、関係機関とともに、適正な維持管理に努めてまいります。また、ダム湖畔の周辺整備につきましては、地元地域はもとより、町の活性化に寄与する施設として、地域との合意形成を図りつつ、持続可能な整備を目指してまいります。

水道事業につきましては、安心・安全な水の供給を第一に、現有施設の維持管理業務を徹底するとともに、丹波瑞穂地区及び和知地区の統合整備事業を引き続き推進し、平成28年度事業完了を目指してまいります。

また、下水道事業では循環型社会の構築を図るため、計画的、効率的な維持管理に努め、あわせまして、生活排水処理対策を推進し、清らかな水環境の創造と将来への恵み豊かな環境の承継に努めてまいります。

次に、愛のあるまちづくりであります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、本年4月から本格施行となります子ども・子育て支援新制度に向けまして、京丹波町子ども・子育て審議会においてご審議いただき、本年2月12日には地域の実情や特性を踏まえた京丹波町子ども・子育て支援事業計画の答申を受け、本計画の策定に向け、取り組んでいるところでございます。子どもたちの笑顔があふれる地域づくりを目指し、切れ目のない子育て支援の提供や児童虐待未然防止に努めてまいります。

また、児童の預かり等の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業は、

相互の会員も増加するなど、順調に事業が推進、進んでおります。来年度も引き続き推進してまいります。なお、保育所の運営につきましては、人間形成の基礎を培う大切な時期である乳幼児期における質の高い教育、保育の充実と幼保一元化に向けた議論並びに取り組み、そして、施設環境の整備を進めてまいります。

学校教育では、昨年4月に策定しました京丹波町教育振興基本計画を踏まえ、児童・生徒に確かな学力、豊かな人間性、健やかな体といった知・徳・体のバランスのとれた力である生きる力の育成に、より一層努めてまいります。

また、京丹波町いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努め、いじめ問題の解決にしっかり取り組んでまいります。

さらに、学校における食育の一層の推進と食育の生きた教材となる地場産物の活用を推進し、学校給食の充実を図ってまいります。

学校施設の整備につきましては、天井や照明器具など、非構造部材の耐震化や、普通教室等の空調設備の整備など、安全でよりよい教育環境づくりを計画的に進めてまいります。

社会教育におきましては、一人ひとりの人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会を築くため、地域のつながりや自然、伝統文化などさまざまな力を活用しながら、生涯にわたる多様で自主的な学習活動を推進してまいります。

また、本年8月に、近畿各地で開催される全国高等学校総合体育大会において、本町がホッケー競技のメイン会場となることから、大会の成功と本町の地域スポーツでありますホッケーのさらなる発展を魅力発信に努めてまいります。さらに、さまざまなスポーツ活動を通じて住民の健康づくりと交流機会の拡充を図るとともに、町の誇りであり、大切な財産である文化財や伝統文化の保存と継承に努めてまいります。

ケーブルテレビ事業では、今後とも自主放送番組を通じて、コミュニティの活性化をはじめ、防災対策あるいは産業の活性化、保健・福祉・教育など、行政施策の推進を図り、豊かで快適な情報化農村の実現を目指してまいります。

また、活力ある地域づくりや地域の課題解決に向けて、今後とも地域支援担当職員を中心に、地域に溶け込み、積極的に地域の活動を応援してまいります。さらに、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、住民要望や住民相談等に、きめ細かな対応を行ってまいります。また、女性のための相談窓口も、毎月1回の実施を継続し、関係機関と連携しながら、各種相談業務を充実させ、ぬくもりとほほ笑みのある行政を推進してまいります。

本町の豊かな自然や生活環境の保全につきましては、環境保全に関する普及啓発を行うと

ともに、公害防止や産業廃棄物の適正処理、さらに適正な動物飼養や空き地管理などについて、各関係機関と連携を図るとともに、住民の皆さんや事業者の皆様にも協力をいただきながら、安全で快適な生活環境の維持に努めてまいります。

また、生ゴミ等堆肥化容器購入助成や、資源ゴミ集団回収事業補助金制度により、ゴミの減量化や再資源化を推進するとともに、地球温暖化防止対策や再生可能エネルギーの普及を推進する一助として、住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助制度を継続してまいります。

最後になりましたが、これら施策の実現には、健全財政の維持、確保が不可欠であります。先に述べましたとおり、平成27年度の地方財政対策におきましては、社会保障の充実分等により、一般財源総額は平成26年度を上回る額が確保されましたが、地方交付税は地方税収の増加見込みに伴い、1,307億円が減額されたところであります。本町の課題であります地方債残額の縮小につきましては、これまでに実施した繰上償還をはじめ、交付税算入の有利な地方債の活用や、新規発行債の抑制などにより、縮減が進み、平成26年度末の実質公債費比率も14%台を見込んでいるところであります。

しかしながら、実質公債費比率の単年度比較では、昨年度を上回るほか、普通交付税の算定に係る合併特例期間の終了が間近に迫る中、消費税率の引き上げによる負担も増加が見込まれるところであり、一層の財政健全化対策が必要であります。

また、町有施設の有効活用に取り組む中で、町有土地につきましては、若者定住や移住人口の増加を目指し、平成26年度に整備しております和知駅周辺の本庄馬森団地及び花ノ木団地の造成地販売を行うなど、町有地の有効活用を努め、将来的にも安定した行財政基盤の確立を目指してまいります。

さらに、公平、透明、納得の原則のもと、納税者の立場に立った適正な課税と徴収に努めていかなければなりません。このため、京都地方税機構と十分連携し、納税者の利便性を図りながら、徴収率の向上に努めるなど、自主財源の確保に引き続き取り組みを進めてまいります。あわせて、多様化した住民ニーズに応えられる質の高い行政運営を行うため、職員の資質向上が重要であります。このため、職員みずから常に問題意識と目標達成に向けた意欲を持ちながら、住民満足度の向上に向けて、日々努力することはもちろん、職員研修や人事評価制度などを通じて、政策形成能力の向上を図るとともに、公平、公正で親切丁寧な応対に心がけ、優しさやぬくもりを感じていただける役場づくりに一層努めてまいります。

以上、さまざまに申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、私一人でなし得るものではございません。緊張感を持って、誠実に意思決定機関である議会や町民の皆さんの

ご意見を伺いながら、職員と一丸となって全力を注いでまいる決意であります。

議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

以上、平成27年度の施政方針といたします。

○議長（野口久之君） 以上で町長の施政方針の説明を終わります。

《日程第5、請願の委員会付託》

○議長（野口久之君） 日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託したので、報告いたします。

《日程第6、議案第1号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更について～日程第8、議案第3号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更について》

○議長（野口久之君） 日程第6、平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更についてから日程第8、平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案第1号から議案第3号につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第1号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更につきまして、契約金額に45万4,680円を追加し、1億8,513万9,000円とすること、及び工期を平成27年3月31日に延長することをお願いしております。廃棄予定であった人工芝の再利用と、既存設備との調整による機能組みかえ等が必要となったことにより、事業費の追加及び天候不順による工事の遅れから、工期の延長が必要となったものであります。

議案第2号 平成26年度 鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約の変更につきまして、契約金額に269万7,840円を追加し、7,107万5,880円とすること、及び工期を平成27年3月27日に延長することをお願いしております。

積雪等の影響により、倒壊のおそれのある建物2棟の解体及び建物処分に必要な施設洗浄を追加するとともに、解体撤去の追加に伴い、工期の延長が必要となったものであります。

議案第3号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更につきましては、契約の工期を平成27年3月31日に延長することをお願いしております。本工事の施工場所については、国土交通省の工事や京都府道路公社の工事など多くの工事が錯綜している状況から、施工順序等を調整したことにより、工期を変更するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 皆様、おはようございます。議案第1号、ただいま上程となりました議案第1号、平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回、45万4,680円を増額させていただき、契約金額を1億8,513万9,000円に変更をお願いするとともに、平成27年3月20日までの契約期間について、平成27年3月31日まで延長をお願いするものであります。

議案書の3枚目に、資料といたしまして、変更の概要を記載したものをつけさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

まず、契約金額の変更についてでございますが、グラウンド施設撤去におきまして、処分する人工芝の数量が減少したことからの減額をさせていただくものであります。これは、撤去する人工芝7,130平方メートルのうち、町内の学校、保育所やグリーンランドみずほなどで再利用して有効活用を図るものとして、5,150平方メートルを予定しておりましたが、これを上回る5,530平方メートルを有効利用していただくことになったことにより、処分に係る経費を減額させていただくものであります。

続きまして、散水設備につきましては、12月議会において、自動散水設備のポンプを更新し、これによってスプリンクラー用の制御盤を設置することとさせていただいております。更新前の手動散水用の制御盤に組み込まれていた人工芝受水槽から多目的グラウンド用受水槽へ送信する自動水位制御等の機能については、そのまま残す予定としておりましたが、操作等の利便性や管理上の観点から、新しいスプリンクラー用の制御盤に、受水槽に送信する機能を統合させていただくものであります。

続きまして、計画期間についてでございますが、人工芝舗装工事におきましては、路面が乾いた状態で施工する必要があることから、施工業者において日照状況等も勘案した上で、今年1月から人工芝舗装を行い、十分余裕を持った中で工期を設定されていましたが、今年

に入り、予想以上に雪や雨の日が多く、作業のできない日が続いたところでございます。

1月以降、天候を見ながら、作業日を日曜日に振りかえて実施されるなど努力いただきながら、さらに夜間作業等も検討されましたが、作業に適した路面状態の確保が困難な状態でもありました。町といたしましても、良好な状態で作業いただき、品質確保に努めていただくことが重要と考え、3月31日までの期間延長をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 皆様、おはようございます。ただいま上程となりました議案第2号 平成26年度 鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約の変更について、補足説明をさせていただきます。

お配りの議案書資料3枚目の配置図をごらんください。

今回の変更内容につきましては、さきにお認めいただいております鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事に配置図中央を走ります町道安井小野線の北側にあります建物2棟の解体工事、解体した鶏舎の柱の洗浄、備品類の数量の精査による増額をお願いするものであります。

予定する建物2棟、576平米は、積雪等の影響により柱が破損するなど損傷が激しく、倒壊のおそれも心配され、早期に解体をしなくてはならない状況となっております。

今回、追加工事をお願いするものであります。また、柱の洗浄につきましては付着している鶏ふん等の汚れを洗浄しなくてはならないことから追加をお願いするものでございます。

なお、本工事の変更契約につきましては、議案第2号のとおりでございます。契約金額を6,837万8,040円に、269万7,840円を増額し、7,107万5,880円とし、契約期間を平成27年3月10日までを、平成27年3月27日までに変更をお願いするものでございます。契約の相手方は京都府船井郡京丹波町豊田新田101番地、株式会社野口建設、代表取締役、野口芳彦でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第2号の補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 改めまして、おはようございます。ただいま上程となりました議案第3号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

変更の理由につきましては、先ほどの町長の提案説明にもありましたとおり、また、資料の1としても添付しておりますとおり、本工事の施工場所におきましては、国土交通省が施工されております丹波綾部道路、丹波PA曾根盛土工事ほか、京都府道路公社が施工されております丹波PA便所等新築工事ほか、本町が発注しております京丹波町地域振興拠点施設整備事業設計建設工事、給水管敷設工事及び町道古墳公園線舗装工事など、工事が錯綜しているため、工事間におきまして施工順序を調整したことによりまして、本工事の進捗が遅れ、工期を変更する必要が生じたものでございます。本工事の工期末につきまして、平成27年3月20日としておりましたものを平成27年3月31日へと変更をお願いするものでございます。

なお、本定例会におきまして追加提案させていただきます一般会計補正予算において、本工事の予算につきましても、繰越明許費としてお願いすることとしており、同時に繰り越しによる工期の変更について上程させていただきたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第1号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更についての質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） ちょっとお尋ねしときたいと思うんですけども、今回提案になっております追加の部分であります、先ほども説明がありましたが、12月の議会で変更の提案があって、行われたわけでございますけども、その時点で今言われましたような、変更する人工芝の再利用の問題とか、多目的グラウンドの受水槽のこの自動送水機能を統合するというようなことは、当然その12月の変更契約の時点でも確認といいますか、わかっていたのかどうか、ちょっとその点ですね、伺っておきたい。これはどの時点でこの変更しようということになったのかどうか、あわせて伺います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 人工芝の再利用の数につきましては、12月議会以降、さらに使わせてほしいというところがありましたので、その分を増やしたということになります。

また、制御盤については最初から12月議会でわかっていたのかということにつきましては、ポンプ室の広さから、分けて設置しても収納が可能と、その時点では考えておりましたが、使える機能については引き続き使用する予定としておりましたが、制御盤の操作

する場合に、ポンプ室の中が段差等がありまして、大変ちょっと危ない状態でもありますので、安全性も含め、操作のしやすさ、管理上の観点から総合させて、今回組み込ませていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第1号を採決します。

議案第1号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約の変更に
ついて、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成26年度 鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約の変更
についての質疑を行います。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 先ほど説明をいただきまして、雪等によって2棟解体が必要ということと、ふんの付着による洗浄ということで説明伺いました。263万円の増となっておりますが、その解体費、2棟の解体費と洗浄作業費というんですかいね、その内訳はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

それと、処分するわけではありますが、このふんがついたままという状態で処分はできないということなのか、その点もお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、解体でございますけれども、積雪等の、この年末等の積雪等で傷みがひどくなっておりまして、大変危険な状況になっておるということでございます。そのことから、今回、追加でお願いをさせていただいたところでございます。

まず、解体の費用でございますけれども、配置図を見ていただきますと、建物、ナンバー11ということで番号を打たせていただいております286平米の建物でございますけれども、これにつきましての解体の費用が61万1,738円でございます。それから、その下の建物、ナンバー12でございますけれども、290平米のものが61万7,292円ということになっております。

また、柱等の洗浄につきましては、鶏ふん等で汚れておるものにつきましては、洗浄して処分をするということになっておることから、今回洗浄をさせていただいて処分するというようなことで、費用的には60万6,454円の費用がかかるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今説明いただいたんですけども、この洗浄する柱ですけど、この柱ってというのはどこに置いてあるのか。これから解体する分における洗浄をするのか、それとも既に解体されたものを洗浄するのについて費用が計上されているのか、説明をお願いします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回の洗浄につきましては、先に解体を行った施設の柱でございます。それにつきましては、施設解体をしまして、処分場のほうへ搬入をしております。そこのところで柱を置いております。そこのところで洗浄を行うというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 洗浄をされて処分ということは、埋設されるのか、どういう処分されるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 処分場におきまして粉砕をされる予定となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ちょっと私も今の処分の方法についてお尋ねしておきたいと思うんですけども、今、鉄骨については粉砕という処分の方法ということやったんですが、当初、解体の契約と申しますか、見積もりというのを当然とおると思うんですけども、その鉄骨の処分を粉砕ということで、鶏ふんがついておるということについても処分の仕方によ

て、当然洗浄せんなんということも明らかになっておるんじゃないかと。そのまま粉砕できるということで契約をしたのかどうか、その辺がちょっと、処分をする段階で契約の洗浄せんなんということが新たに起こってきたということだと思うんですけども、これは当然処分の段階でそういうことをいろんな専門家にも、当然これ調査をして処分の方法を検討しとるわけですから、当初の時点でそういうことはわかっておったのではないかと。また、業者と契約するときに、当然そういうこともはっきりしとったのではないかと思うんですけども、それは鶏ふんがついたままで粉砕できるというそういう判断というかね、基づいて契約をしておったということなのかどうか、ちょっと改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回洗浄しますのは、木造の柱部分、鶏舎の木造の柱でございます。よって、木造でございますので、粉砕処理ということをさせていただくということでございます。また、当初からということでもございましたけれども、汚れる的にも付着がかなりあったかというものではなかったものでございまして、処分にかかわりますところで、後でわかったというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第2号を採決します。

議案第2号 平成26年度 鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更についての質疑を行います。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 委員会の中でも説明をいただいたり、現地踏査をして、説明をいただいたんですけども、縦貫道との関連で工事の錯綜によりと、追加するんやということでありますが、繰り越しするということでありましたが、もし、これ工事が縦貫のほうが予定どおり4月から開通するという事になれば、当然、このPAのほうもその予定どおりに開通ができるということで確認のために、ちょっとお伺いしたいと思います。

もし、これが、縦貫が予定どおり開通ができないためにPAのこの味夢の里が遅らしてるというのであれば、この契約というものの一定、日程は契約されているわけでありまして、この契約に対してやはり町として、契約違反っていうんですかいね、そういった違約金みたいなのは考えておられるのか、ちょっとその点もお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 平成26年度完成の予定で整備のほうは進めてきたところでございまして、建物、地域振興拠点施設の部分につきましては、3月で工事のほうで完成することとなっております。しかしながら、今年、年が明けましてから、瑞穂トンネルの工事が遅れ、開通が平成27年度へずれ込むという報道等もありました。そんな中で、この道の駅の工事につきましては、11月、当初の計画では11月、昨年の11月には盛り土の工事が完成しまして、それ以降、駐車場なり周辺の整備の工事に取りかかるという計画を持っておりましたが、トンネルの工事が遅れるのと同時にほかの工事の搬土の計画も修正が必要となってまいりましたので、随時、この当施設への搬入等が遅れていったということでございます。

今回、施設、建物につきましては完成しますので、その部分について運営していくには、やっぱり本線の通行者に来ていただくための施設でございますので、本線の供用をなくしてこの施設を供用していくということにはなりませんので、その部分につきましては、事業者のほうと協議をさせていただいておりますので、違約金等につきましては発生いたしません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もちょうとお尋ねしときたいんですが、施政方針の中でもありましたけども、縦貫道の完成が5月の連休より延びると、先やということやったんですが、委員会なんかでもいろいろ6月、7月というようなこともあったようでございますけども、今の見通しとしては、まずはどういう時点を見込んでおられるのかと。6月なのか、7月頃ということを見込んでおられるのかどうかということと、もう一つ、工事のいろいろ国交省と

道路公社、工事の錯綜しとるということで、施工順序といたしますか、協議したと、調整したということなんですけども、この当初の工事の時点から、当然、今の工事の場所はそれぞれの国交省の発注した事業、道路公社が発注された事業というのは錯綜するということは、当然初めからわかっておったことやと思うんですね。当然、そうすると、道路のそういう順序とか、工事の調整とかいうのは、当初にしておったと思うんですけども、それがあえて今、道路公社なり国交省との工事が錯綜しておるということで、順序を相談したんだと、こういうことなんですけど、その辺はまずはどうなのかということと、現在残っておるといいますか、今回、工期延長をするという中身というのは、町が発注しとる部分ですんで、考えれば、府道から上がって行って、工事を十分できるんじゃないかと思うんですけども、その辺はその道路も道路公社とか国交省も使ってやっておるということでこういうことになるのかどうか、ちょっとあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 見込みといたしますか、道の駅「京丹波 味夢の里」の整備につきましては、9月に議会での議決をいただきまして、契約をしております。そして、準備等を踏まえまして、11月に盛り土工事が完成し、その後、駐車場なり排水路、また植樹等の工事を進めていくということで工程を組んでおりました。その部分が土砂の搬入等につきましては、先月末で完了したところをごさいまして、今おっしゃられました府道からの進入路につきましても、国交省の土砂の搬入等に使用しておりましたので、その部分についても2月末で土砂の搬入がなくなりましたので、今から工事に全面的に着手できるという状態となっております。

この工事の完成時期なんですけど、それにつきましては工事にかかれなかった部分の工程をそのまま繰越明許費としてお願いいたしまして、工期末を7月中旬ぐらいまで契約のほうを延長させていただきたいというふうに考えております。

なお、本線の供用につきましては、トンネル貫通後に改めて開通時期を報道発表するというごさいますので、その発表も踏まえながら、細部については詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 盛り土ですね、国交省の残土ということで予定したということなんですけど、その残土そのものをですね、トンネル工事の出しておる土見とっても、破碎帯で黒い土なんで、そういうものを盛り土に使うのではないと。良質な土を使うということを聞いておったんですけども、そういうことからすると、当然工期内に盛り土はできるという前

提で進んどったと思うんですけども、トンネルの工事が遅れたので搬入も遅れたということ
はですね、理由にならんのではないかと思うんですけども、その点について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） トンネルの工事の土砂を全てここへ搬入しているわけではご
ざいませんでして、国土交通省、多くの箇所ですら工事、切り土なり盛り土の工事をされてお
ります。その搬入、搬出の計画の中で全体的に工程のほうはずれ込んだというふうに理解をし
ております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） そうしますと、今回のいわゆる工期延長の最大の理由は、そういう
国交省に依頼といいますか、盛り土をお願いしておったということが遅れたと、要因はそこ
だと、こういう解釈でええということなのかどうか、ちょっと改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 1つの箇所ですら多くの工事を抱えておりますので、その中で工
事の順序を調整した結果、この道の駅「味夢の里」の整備工事が一番上になるんです、築造
が終わり、舗装をしたり、植樹をしたりというもので築造が終わった後、工事に着手すると
いう結果になったところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今の課長の答弁で、いろいろと搬入、トンネル工事などでそういう
残土の搬入ができなかった期間を延長するということでありましたけれども、追加提案され
るということですが、そしたら、どのぐらいの時期になるわけですか、追加提案される、そ
ういう工期延長の期間っていうのは。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 契約しておりました工事の中で工事ができなかった期間をそ
のまま繰越明許をお認めいただきましたら、4月以降にその不稼働日数分を持ってまいりま
して、7月中旬をめどに契約のほうを変更させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そうすれば、年度内に完成するということであつたのが、7月中旬
になるということになりますと、4カ月ほどいろんな国交省及び道路公社の事業が遅れたと

ということになるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 4カ月工期を延ばさせていただくというのは結果論でございますが、国土交通省の工事につきましても、報道されておりますように、26年度中の完成供用を目指しておられましたものが27年度にずれ込むということがございますので、それに関連します公社の工事なり町の工事、全てがずれ込んでいったという結果でございます。以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第3号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

工期を3月31日までの工期を延長するものですが、質疑の中でも明らかになったように、7月中旬まで工期を延長することを前提にしたものであります。縦貫道が当初の予定どおり3月に完成しておれば、工期内に完成するというのは当然であります。

説明でも、国交省にお願いしておる盛り土が遅れたというのは、これが最大の理由だというふうに思うんですけども、これで工事もできなかったということもございますが、国交省にお願いしていた、搬入が遅れたということもございますけども、これでは町の主体性が全くないわけで、いわゆる盛り土、そういう縦貫道の土を利用するということの前提に立っておったということもありますが、やはり契約をしておれば、その契約を国交省も守っていただくというのは、これは私は当然だと思うわけでございますが、この工期の延長の理由は国土交通省の工事、京都府道路公社の工事など多くの工事が錯綜しており、施工順等を調整したものであるということもございますけども、これでは理由にならない理由であるという点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま上程になっております議案第3号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更について、討論に参加をしたいというふうに思います。

京都府内の均衡ある発展と活性化を図るために、長年の悲願でありました京都縦貫自動車

道が多くの方のご理解とご協力、ご努力によりまして、平成26年度末の完成に向けて急ピッチで工事が進められておりますが、新聞報道でもご案内のとおり、瑞穂トンネルの工事が難航をしておるといふことから、いまだ完成の見込みが立っていない状況というふう聞いております。

私たちがいたしましては、一日も早い完成を願うものであり、この自動車道の完成の暁には、経済の活性化と物流の促進が図られるとともに、府下市町村との交流発展の原動力となるものと信じるものであります。

さて、現在、本町が施工しております道の駅「京丹波 味夢の里」は、地域振興拠点施設として、一刻も早い完成を待ち望むものであります。先ほどの説明でもありますように、国や京都府との事業が錯綜しておるといふ理由から、工期を延長するものでありまして、このことは発注者である国、京都府との綿密な調整のもとでの工期の延長であり、やむを得ない合理性があるものというふう認めます。

時あたかも本年は京丹波町合併10周年でございます。このときに当たり、京都府民念願の京都縦貫自動車道の一刻も早い開通を願い、町民が一致結束し、こぞって力を合わせることで京丹波町の未来への発展につながるであろうことを確信をいたしまして、賛成討論いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第3号を採決します。

議案第3号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。

10時50分まで。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第49、議案第43号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計予算までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

これより、日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第49、議案第43号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計予算までを一括議題とします。

町長の提案理由を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) それでは、引き続きまして、議案の概要を説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、吉田和夫委員の任期が平成27年6月30日をもちまして満了となります。

吉田氏は今回の任期満了を区切りとして、退任の意思が固く、これを尊重させていただくこととなりました。後任の委員には、京丹波町口八田にお住まいの村山孝秋氏を推薦することについて、ご意見をお伺いするものでございます。

村山氏は、主に南丹地域を中心とする中学校の教諭として、長きにわたりお勤めになられ、その間、青少年の健やかで健全な育成に献身的に取り組んでこられました。現在は、辻村区長として地域住民のためにご尽力いただいているところであります。人格、見識とも高く、信望の厚い方で、人権について深いご理解と認識のもとに、職務を適切に務めていただけるものと考えております。

議案第4号 京丹波町表彰条例の制定につきましては、町政の進展に貢献された方を表彰することにより、町政振興の促進を図ることを目的として制定するものであります。

議案第5号 京丹波町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、同法と同様の手続等を定めるものであります。

議案第6号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町営バス路線を道の駅「京丹波 味夢の里」に接続させるため、4路線に新たな停留所を設置するほか、他の路線に乗り継ぐ場合の料金負担の軽減等を行うものであります。

議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、常勤の特別職の給料、期末手当について引き続き支給額を10%減額するものであります。

議案第 8 号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、管理職手当について引き続き支給額を 10%減額するものであります。

議案第 9 号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 26 年 8 月の人事院勧告に準じ、単身赴任手当の額を改正するとともに、管理職特別勤務手当の額を定めるものであります。

議案第 10 号 京丹波町先行取得用地活用対策基金条例を廃止する条例の制定につきましては、特定目的基金の整理によるものであります。

議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

議案第 12 号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号 京丹波町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援制度の開始に伴い、授業料を利用料とするものであります。

議案第 14 号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、グラウンドゴルフ場の夜間使用の開始に伴い、同施設の利用時間及び利用料金を改めるものであります。

議案第 15 号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、公立保育所の保育費用が児童福祉法第 56 条第 3 項の費用徴収の対象外となることから、公の施設の使用料として徴収する規定を定めるために改正するものであります。

議案第 16 号 京丹波町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の実施基準が改正されたことから本条例を廃止するものであります。

議案第 17 号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、少子化対策並びに子育て支援施策の充実を図ることを目的に、子育て支援センターにおきまして、新たに減免規定を設けるものであります。

議案第 18 号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、老人医療費の支給対象者の一部負担割合及び要件について、所要の改正を行うものであります。

議案第 19 号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第 6

期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料の改定を行うものであります。

議案第20号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるものであります。

議案第21号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターにおいて包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものであります。

議案第22号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第23号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法及び基準省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開通が延期されることに伴い、これに連結する京丹波町地域振興拠点施設の供用日を変更するものであります。

議案第26号 京丹波町わち「水と陸」自然双生運動公園条例を廃止する条例の制定につきましては、平成25年9月に発生した台風18号により被害を受けた当施設の閉鎖に伴い、本条例を廃止するものであります。

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定の変更につきましては、平成25年6月19日の京丹波町議会定例会において議決いただきました京丹波町地域振興拠点施設の指定期間を、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開通が延期されることに伴い、変更するものであります。

次に、議案第28号 平成27年度京丹波町一般会計予算から、議案第43号平成27年度国保京丹波町病院事業会計予算につきまして、一括してご説明を申し上げます。

まず、一般会計予算の総額は、116億400万円、前年度当初予算に比べ1.2%の減額となりました。また、病院事業を含む特別会計全体では、国民健康保険事業特別会計の共

同事業拠出金や介護保険事業特別会計の保険給付費の増額要因等により、８８億２，９９５万５，０００円と、前年度対比８．４％の増額となっております。なお、全ての会計の総額は２０４億３，３９５万５，０００円となり、前年度対比５億４，８７３万９，０００円、２．８％の増額となりました。

それでは、一般会計の歳出から特徴的なものについてご説明申し上げます。

総務費では、財政健全化対策に引き続き積極的な取り組みを行うこととし、財産管理事業として旧ＪＡ竹野倉庫の解体撤去費に７７０万円、平成２７年１０月から始まる個人番号制度導入に伴うシステム移行経費や機器類整備に２，３４５万円、瑞穂地域の旧小学校の地元活用に対する支援として町有財産有効活用支援負担金に８５万円、平成２９年度からの第２次京丹波町総合計画策定に１６８万円、町営バス運行事業特別会計への繰出金に７，３８２万円、須知高校への通学支援に町営バス利用促進助成金として２１２万円、地域外の人材を誘致し定住・定着を図るための地域おこし協力隊設置に７５８万円、協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の育成と組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金及び地域力向上事業助成金に、合わせて２６３万円を計上したところであります。木質バイオマスエネルギーによる地域熱供給システムなど地域資源活用推進事業に１，５７４万円、公共施設の木質化など森林（もり）の文化創造事業に１，２３２万円を計上しております。その他継続的な事業では、合併特例債を活用した振興基金積立事業に２億９，１９２万円、過疎債を活用した過疎地域自立促進特別基金積立事業に１億１５万円を積み立てることとしております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の皆様が住みなれた地域で安心して自立した生活を営むことができる環境づくりと、児童福祉における子育て支援の充実、拡充に配慮した予算編成に努めたところであります。障害者の自立支援事業に３億７，３５８万円、介護保険事業に３億３５万円、介護療養型老人保健施設運営事業に８，２８７万円、高齢者の在宅生活を支援する在宅高齢者等生活支援事業に２，６５３万円、後期高齢者医療広域連合に対する給付費負担金など関係経費に２億８，７２８万円を計上しております。

また、本町独自の取り組みとして、子育て医療費助成事業に３，８７９万円、すこやか子育て祝金事業に８００万円を計上したほか、ファミリー・サポート・センター事業に５００万円、児童手当支給事業に１億８，４５３万円を計上しております。

なお、消費税率の引き上げによる影響緩和措置として昨年度設けられました臨時福祉給付金給付事業の２年目分として、３，４５２万円、子育て世帯臨時特例給付金支給事業に５２６万円を計上したところであります。

次に、保育所費では、上豊田保育所保育施設整備工事に９１０万円など総額３億３，３９

8万円を計上し、子どもたちの健やかな成長を支援することとしております。

衛生費では、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指し、健診内容を充実させ、引き続き、各種健診事業を無料で実施するとともに、健診後の保健指導や健康教育事業の充実に向けてまいります。

また、安心して妊娠、出産ができる体制の確保のための妊婦健康診査に858万円、生活習慣病予防のための特定健康診査事業に1,835万円、胃がん、大腸がん検診など、その他健康診査事業に4,602万円を計上しております。

また、予防費では、予防接種事業に3,874万円を計上しております。

環境保全、地球温暖化防止などの環境衛生対策では、緊急時の電源確保対策として太陽光発電システム及び蓄電池設備設置に3,579万円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金に600万円を計上したほか、下水道会計への繰り出しを含め9,979万円、清掃費には、船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして2億8,558万円、簡易水道費に5億7,158万円を計上しております。

農林水産業費につきましては、農業費では、有害鳥獣対策事業に6,997万円を計上し、被害防止や捕獲施設の設置など対策の強化を図るほか、平成27年度から法制化される日本型直接支払制度の創設のもとで実施する中山間地域等直接支払事業に1億1,538万円、多面的機能支払交付金事業に1億95万円を計上し、地域ぐるみの活動や営農への支援を行うとともに、営農組織への農業機械導入補助をはじめとする農業振興事業に1,445万円、新規就農を支援する後継者育成事業に383万円、担い手と農地の問題解決に向けた京力農場プラン事業に1,211万円、特産物等作付助成などの水田農業構造改革対策助成事業に2,112万円、京野菜の生産拡大に向けたパイプハウス等を整備する、京野菜産地支援事業に791万円、農業用施設整備などの農地保全事業に833万円、取水施設等を整備する土地改良施設維持管理事業に7,500万円を計上し、営農組織等の担い手育成や特産物の生産振興、農業生産基盤の整備を進めてまいります。

また、ケーブルテレビの運営についてですが、2億1,131万円を計上しております。

林業費では、林業の担い手育成をはじめとする林業振興対策事業に1,312万円、公有林整備事業に2,196万円、特産である丹波クリの振興に135万円、京都府トレーニングセンターの建設など木材需要の拡大と有効利用を図る木材搬出事業に566万円、森林資源の循環利用などを目指す木のぬくもり活用推進事業に3,389万円を計上したほか、森林管理道塩谷長谷線の開設に8,536万円を計上し、森林の保全及び活用と路網整備を図ってまいります。

商工費では、企業誘致対策事業として972万円を計上し、積極的な企業誘致活動や立地企業支援を実施するとともに、町商工会のプレミアム商品券発行事業や小規模事業経営支援事業への補助をはじめ、資金融資利子補給などの商工業振興事業に2,092万円、融資保証料補給事業に500万円を計上し、小規模店舗や中小企業への経営支援を引き続き実施します。また、消費生活相談窓口の設置と啓発事業等に165万円を計上し、安心安全な消費生活の実現に努めてまいります。

観光費では、観光振興事業として、京丹波町観光協会の運営補助に800万円を計上し、夏まつり開催への助成と観光協会との連携による京丹波町ならではの観光事業を推進してまいります。

また、本年度から開業する道の駅「京丹波 味夢の里」の維持管理・運営モニタリング業務委託費などに1,487万円を計上し、施設の適切な運營業務の確認を行うこととしております。

土木費では、道路維持費として5,023万円を計上しております。冬季の除雪をはじめ、道路利用者の通行に支障のないよう維持管理に努めてまいります。

道路新設改良費では、小野線等、継続して整備を進める8路線と、下山駅前線等、新規に取り組む6路線、また、橋梁修繕や舗装修繕、あわせて4カ所の治水対策などに総額6億1,115万円を計上し、事業に取り組んでまいります。

このほか、河川維持管理事業に3,007万円を計上したところであります。また、町営住宅の維持管理費に1,471万円、木造住宅耐震改修事業や、継続実施します住宅改修補助金事業に880万円を計上しております。

消防費では、中部広域消防組合負担金に2億5,761万円、消防団運営費に7,795万円、消防車両更新事業に4,479万円を計上しております。

また、避難所用パーテーション、防護服、個人線量計などの原子力災害対策備品の整備や、地域防災計画の見直し業務などの防災事業に1,439万円を計上したほか、デジタル移動系防災行政無線整備事業費として4億988万円を計上し、災害時の体制強化に努めてまいります。

教育費では、総額で9億7,461万円を計上しております。幼稚園遊戯室及び小学校体育館の照明器具等の非構造部材耐震工事に6,711万円、幼稚園、中学校の普通教室等の空調設備工事に1億500万円、小学校の空調設備実施設計に840万円、和知ふれあいセンター屋根改修工事に4,200万円、全国高校総体推進事業に595万円を計上したほか、学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上しております。

次に、歳入についてであります。町税につきましては、平成26年度の賦課資料及び決算見込み、また地方財政計画の指標などをもとに検討を加え、過大見積もりにならないよう計上したところであります。現下の経済情勢の中にあつて、町民総所得の伸びは依然としてマイナス基調が続いており、加えて平成27年度は、固定資産税の評価替えの年度に当たることなどから、総額で前年度比5,741万円の減額、15億8,543万円を見込んでおるところであります。

また、譲与税、交付金関係につきましては、地方財政計画の伸び率等から推計し、前年度比8,620万円増額の4億5,150万円を計上しております。なお、地方交付税につきましては、地方財政計画における基準財政需要額の伸び率見込み等から、特別交付税を含め、前年度と同額の51億円を計上したところであります。

平成27年度は、施政方針で申し上げましたように、京丹波町が合併し、10年を迎える節目の年でもあり、安心、活力、愛のあるまちづくりを確立するために、これまで取り組んでまいりました、きめ細かな保健福祉関係事業の一層の充実や、町有施設の活用をはじめとした財政健全化対策の推進はもちろん、京丹波町の明るい未来づくりのための予算編成としたところであります。景気回復のスピードは鈍く、個人所得も年々減少するなど、財源の確保が大変厳しい状況ではあります。きめ細やかな事業の実施により、幸せを実感していただける町政の推進に全力を傾けてまいる所存であります。議員各位をはじめ、町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、特別会計につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、22億5,900万円を計上しております。国民健康保険事業は、少子高齢化の進展や雇用環境の変化、税負担能力の低下や医療費が増加傾向にあることなどから、構造的な課題により財政状況が一段と厳しさを増す中、国においては、社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえ、社会保障制度改革の全体像や進め方を示すプログラム法が成立しまして、今、国保制度改革は計画から実行段階へと移る大きな変革期を迎えています。引き続き国の財政支援の強化を求めるとともに、国保制度改革にかかる今後の行方を注視してまいりたいと考えております。

本町の平成27年度の国保税率につきましては、これまでから保険給付費等の伸びに対応するため、税率改定も視野に入れ、種々検討を重ねてきたところでありますが、被保険者の皆様の負担を考慮し、据え置くことといたしました。引き続き、特定健診事業に積極的に取り組むとともに、医療費の適正化対策や収納率向上対策により、公平性の確保と財政安定化

を図ってまいります。また、京都府国民健康保険広域化等支援方針に基づく共同事業等を活用して業務の効率化を図り、安定的な事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、2億2,325万2,000円を計上しております。本会計につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。平成27年度におきましても、限られた財源ではありますが、可能な限り、人間ドック助成も継続し、高齢者の保健予防に努めてまいりたいと考えております。

介護保険事業特別会計事業勘定では、22億20万2,000円を計上しております。第6期介護保険事業計画に基づき、引き続き、介護サービス給付の適正化と、介護予防事業に取り組むとともに、地域支援事業の充実を図り、介護が必要な状態になっても、住みなれた地域での暮らしが営めるよう、事業の円滑な推進と健全運営に努めてまいります。

また、介護保険料の改定や制度改正への対応については、被保険者の方に十分ご理解いただけるよう広報や丁寧な説明に努めてまいります。

あわせて、地域包括支援センターを中心に、認知症予防をはじめとする介護予防支援事業を推進するとともに、新たな総合事業へのスムーズな移行が図られるよう、関係機関との連携を図りながら取り組んでまいります。サービス事業勘定では、要支援者への介護予防支援計画の作成を主なものとして、事業を推進いたします。

また、老人保健施設サービス勘定では、1億7,710万円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、和知診療所の訪問事業と組み合わせて、在宅復帰や、あるいは在宅療養の支援など包括的なケアに取り組んでまいります。

水道事業特別会計につきましては、16億2,000万円を計上しております。施設の適正な維持管理を行うとともに施設整備を行い、安全で安定した給水環境の整備に努めてまいります。経営状況等を明確にするため、昨年度から引き続き、企業会計への移行経費や上水道事業としての経営認可を取得する経費も計上しております。施設整備では、丹波・瑞穂地区で、畑川浄水場高度処理施設の詳細設計に着手するほか、給水区域を結ぶ連絡管の整備や未給水区域である小野地区及び上新田地区の配水管整備を進めてまいります。

和知地区では、用地買収が完了しました西部地区の低区配水池築造工事に着手するとともに、広野立木地区での水管橋や配水管整備を進めてまいります。

下水道事業特別会計につきましては、9億5,700万円を計上しております。使用料の確保と施設の効率的な運営を図り、経費縮減に努めてまいります。

施設整備では、継続事業である和知地区内4カ所の農業集落排水処理施設と管路の機能診

断を実施し、その結果を踏まえた今後の施設補修や改築に取り組んでいくための最適整備構想を策定いたします。

また、公共下水道では、グリーンハイツ区内の誤接続調査を継続し、中台地内においては府道改良工事の支障となる中継ポンプ制御盤の移設工事を計画しております。

町営バス運行事業特別会計につきましては、1億1,572万5,000円を計上しております。昨年度に引き続き、老朽化した車両2台を更新し、安全運行に努めるとともに利便性の向上を図ってまいります。

国保京丹波町病院事業会計では、病院、各診療所の3条予算の収益的収入及び収益的支出ともに9億7,690万円を計上しております。また、4条予算の資本的収入に2億3,623万5,000円、支出におきましては2億5,313万5,000円を計上し、資本的収支に不足する額1,690万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

病院建設事業債の償還も最中であり、引き続き厳しい経営環境ではありますが、経営の健全化と保健・福祉・医療・介護の一層の連携強化を図り、地域包括医療の推進に努めてまいります。

また、医師確保につきましても、引き続き京都府や府立医大並びに関係医療機関への要望や奨学金制度の活用などにより、一層安定した医療体制の確立に向けて全力で取り組んでまいります。

その他、土地取得特別会計につきましては、基金利子等の積み立てを計上したものであり、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、470万1,000円を計上しております。また、須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計につきましては、財産の管理及び住民団体への助成を中心として編成したものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案に賛同いただきますようによりしくお願い申し上げます。

なお、平成26年度の補正予算につきましては、後日追加提案させていただきたく思っておりますので、ご理解賜りますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。議案の説明は日程順にお願いをいたします。

長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦につきまして

補足説明をさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、市町村長はその候補者について議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣が委嘱することとなっており、その任期は3年となっております。

現在、京丹波町では11名の人権擁護委員さんにご活躍いただいております。そのうち、平成24年7月1日から3年間、人権擁護委員としてご活躍いただきました吉田和夫氏が平成27年6月30日をもって任期満了となりますことから、町長の提案説明にもありましたように、新たに村山氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

村山孝秋氏は京丹波町口八田にお住まいで、昭和28年11月26日生まれの61歳で、広島県福山市市立加茂中学校の教員として着任され、その後、園部中学校、八木中学校、大成中学校、殿田中学校の教員として長きにわたりご活躍されました。平成25年度からは辻村区長としても地域住民のため、現在ご活躍いただいているところでございます。

それでは、諮問第1号を読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町口八田百合ノ下46番地

氏名 村山孝秋 昭和28年11月26日生

平成27年3月3日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由 人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

なお、参考といたしまして、裏面に主な履歴等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第4号 京丹波町表彰条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、町政の進展に貢献された方等を表彰することにより、町政振興の促進を図ることを目的として制定するものでございます。

合併以降におきまして、現行の条例というものが制定をされていない状況にございまして、合併10年を迎えることから、本条例を制定をしようとするものでございます。

1枚めくっていただきまして、表彰条例の中身につきまして、主なものを説明をさせていただきます。

まず、第1条に目的を書いております。先ほども提案理由に申し上げましたように、町政の進展に功労があった者、もしくは貢献した者、または町民の模範となる者を表彰し、もって町政の振興に寄与することを目的とするものでございます。

次に、第2条としまして表彰の種類でございます。

表彰は自治功労者表彰、功績者表彰及び善行者表彰の3種類でございます。

第3条に、1つ目の自治功労者表彰を書いております。

次のいずれかに該当する者ということで、これを自治功労者としてその功績を表彰するという事としております。

まず、1号で、4年以上町長の職にあった者、2号で8年以上副町長または教育長の職にあった者、3号としまして12年以上町議会議員の職にあった者、4号としまして16年以上教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員または固定資産評価審査委員会委員及びその他その就任につき、公選または議会の選挙もしくは同意を必要とする職にあった者としております。

なお、5号で、前各号に掲げる者のほか、本町の自治及び公益に関し、特に功績が顕著である者につきましても表彰することとしております。

なお、2項におきまして、現にその職にある者につきましては、特別な場合を除き、在職中は表彰しないというものでございます。

次に、第5条に移ります。

功績者表彰でございます。

功績者表彰といたしましては、1号としまして自治振興に特に功績のあった者でございます。また、2号としまして、次のページへ入りまして、農林業及び商工観光など産業振興に特に功績のあった者、3号としまして社会福祉の増進または保健衛生の推進に特に功績のあった者、4号としまして、教育、文化またはスポーツの振興に特に功績のあった者、5号としましては、前各号に掲げる者のほか表彰することが適当と認められる者となっております。

次に、3つ目の第6条の善行者表彰でございます。

善行者表彰につきましては、1号で善行が著しく町民の模範となる者、2号で町の公益のために多額の私財を寄附した者、3号としまして、前2号に掲げる者のほか表彰することが適当と認められる者といたしております。

第8条に移りまして、表彰の時期等でございます。

表彰は町制記念行事の日または町長が定める日に行うといたしております。

また、9条で表彰者名簿をうたっております、被表彰者の氏名、事績その他必要な事項は表彰者名簿に記録し、永久に保存するものということで、保存方法を明記をしております。

以上、本表彰条例の内容につきまして説明をさせていただきました。

以上で議案第4号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号 京丹波町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、行政手続法の一部改正に伴い、同法と同様の手続等を定めるものとしております。行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、27年4月1日から施行をされます。

主な改正内容は、国民の権利、利益の保護の充実に図るために、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度が整備されたもの。本町においても住民の権利、利益の保護の充実に図り、同様の措置を講じるために、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、3枚目に本条例の新旧対照表がございますので、そちらのほうでご確認をいただきたいと思っております。

1ページ目のところでございますけれども、新たに第4章の2というものが追加をされておまして、処分等の求めという条文となっております。また、下段のほうに下線が引いてありますけれども、表記を改めているものでございます。

続きまして、2ページに入ります。

2ページにおきまして、表記の改正をしているもの、それから第3条におきましては引用の条文の番号等を記載をしているものでございます。

飛びまして、5ページに入らせていただきます。

ここで、行政指導の方式ということで書かれております。

行政指導といいますのは、行政機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため、特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、監督、助言その他の行為であって、処分に該当しないものを言っております。

この第34条の第2項につきまして、追加となっております、条文では行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して次に掲げる事項を示さなければならないとしております。

1点に、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、2点目に前項の条項に規定する要件、3点目に当該権限の行使が前号の要件に適合する理由となっております。

また、第35条の2が追加をされております、行政指導の中止等の求めが記載をされております。

こちらでは、法令に違反する行為の是正を求める行政機関の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置を講ずることを求めることができるとされております。

前項に掲げます申し出につきましては、第2項のほうに書かれております、以下、1号から6号に係ります事項を記載した申出書を提出しなければならないとされているものでございます。

また、第4章の2、処分等の求めというところで、第35条の3、処分等の求めが記載をされております。

何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料されるときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導を行う権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるとされております。

その手続きにつきましては、先ほど申し上げましたものと同様に、1号から6号までの事項を記載した申出書を提出しなければならないとされているものでございます。

この書類が提出されますと、当該行政庁または町の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき、必要があると認めるときは当該処分または行政指導をしなければならないとされているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第5号 京丹波町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議案第6号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正す

る条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、一つには、道の駅「京丹波 味夢の里」の開業に伴いまして、町営バスにより、道の駅へ行くことができるよう、沿線の4路線に新たなバス停、味夢の里を設置するものでございます。二つには、他の路線に乗り継いだ場合、料金の合計額が500円を超えないようにして、料金負担の軽減を図るものでございます。三つには、一部のバス停名を実態に合わせて変更等を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。

議案を1枚めくっていただきまして、条例案の1ページをごらんください。

第2条でございますが、表のうち、主な経過地の欄におきまして、バス停名の新設と名称変更を反映するとともに、この欄はバス停名と地名が混在していたため、バス停名に統一し、全体を整理したものでございます。

バス停名の変更箇所につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページでございますが、第6条以降をずらしまして、第6条に乗継料金を規定することといたします。役場や病院、集客施設など、公共的施設へ行く場合、遠くになるほど乗り継ぎが必要となってまいります。料金は最大で、乗り継ぎ前400円と、乗り継ぎ後400円、合わせまして片道800円かかる場合がございます。こうした料金負担をできるだけ軽減し、町内各地から町営バスを利用して出向いていただけるよう規定するものでございます。

第6条の第1項に掲げております8つのバス停、これは他の路線と乗り継ぐことができるバス停でございます。これらのバス停で乗り継いだ場合、乗り継ぎ前の料金と乗り継ぎ後の料金の合計額が500円を超えるときは、500円から乗り継ぎ前の料金を差し引いた額、つまり、乗り継ぎ前と乗り継ぎ後の料金の上限を500円とするものです。第2項のただし書き以降につきましては、小学生以下など半額料金の場合は250円を上限とすること。第3項につきましては、定期券による乗り継ぎについても、同じ算出方法により定期料金を定めることといたします。

次に、2ページ下から3ページにかけては、別表第1のバス停の改正でございます。

一つにはバス停の実態に合わせて、関係する路線におきまして、京丹波町役場前を京丹波町役場に、高原公民館を富田公民館に、国道下山を下山駅下に改めるものでございます。

二つには丹波和知線、高原下山線、丹波桧山線及び竹野線に新たなバス停、味夢の里を設置しますのと、竹野線につきましては味夢の里への接続に伴い、その途中のひかり小学校下、椿坂、須知幼稚園前を、竹野線のバス停に加えるものでございます。

3ページ以降につきましては、別表第2、料金表の改正でございます。

新設するバス停、味夢の里関係の料金表等を追加するものでございます。

なお、6 ページの下側ですが、別表第 2 の桧山和知線につきましては、バス停名の変更に伴い、料金表中のバス停名のみを変更するものでございます。

最後に、この条例の施行期日につきましては、道の駅「京丹波 味夢の里」の開業とおおむね合わせる事として、開業が決まり次第、施行日を規則で定めさせていただきます、ダイヤ改正を含み、一括で広報した上で施行をさせていただくこととしております。

なお、条例案の次に新旧対照表をつけておりますのと、最後から 2 枚目につきましては、バス停、味夢の里の設置イメージ図、それから、最終ページにつきましては、略図でございますが、味夢の里アクセス路線図等を載せておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。

午後は 1 時 1 5 分から始めますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 1 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 1 5 分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を進めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第 7 号 京丹波町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

本一部改正につきましては、特別職の給料の月額及び期末手当の減額を引き続き実施するものでございまして、町長及び副町長につきまして、10%の減額措置を講ずるものでございます。

一部改正につきましては附則により改正をしております、4月1日施行となっております。

なお、対象の期間につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から 1 年間となっております。

なお、教育長におきましても同様の措置を講じることとしておりますが、この後、説明をさせていただきます議案第 11 号の整理条例におきまして、経過措置により減額とさせていただきますものでございます。

町長並びに副町長、教育長の特別職の合計で削減をされます額が 314 万円となっております。

ます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この一部改正につきましても、これまでと同様に管理職手当の支給額、支給割合から10%を減額とするものでございます。

これも附則によりまして改正でございます。4月1日施行、それから期間につきましては、平成27年4月1日から1年間となっております。

なお、この減額の措置に伴います削減額につきましては151万2,000円となっております。

これらの減額措置につきましては、平成19年4月から実施をしているものでございます。

以上、まことに簡単ですが、議案第8号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、平成26年8月の人事院勧告に準じまして、単身赴任手当の額を改正するとともに、管理職員の特別勤務手当の額を定めるものでございます。

新旧対照表の一番最後のページをごらんいただきたいと思います。

この第15条の9でございますが、単身赴任手当の条文でございます。左側が新しく改正をするものでございまして、現行の単身赴任手当の月額2万3,000円を3万円に改めるものでございます。加えまして、加算の額でございますが、現行4万5,000円を、7万円を超えない範囲ということで改めるものでございます。

新旧対照表の1ページ目に戻っていただきまして、次に、管理職員の特別勤務手当につきまして改正を行うものでございます。

この管理職員の特別勤務手当につきましては、勤務を要しない日に緊急の用等で出勤をした場合の手当の額を定めているものでございますが、現行の条文で申し上げますと、手当の額の限度額というものが定められていないということがございまして、これまで支払いを行ったことがございません。ただ、選挙に係ります手当につきましては、こちらの条文を読みまして、管理職特別勤務手当ということで選挙事務に係ります手当につきましては、これまでから交付をしていたものでございます。

今回、先ほどもありましたように人事院勧告によりまして、一部、この管理職特別勤務手当につきましても追加がなされております。その追加の部分といいますのが、新しい改正後

の14条の2の第2項でございます。ここにつきましては、平日の深夜に災害等の急務の場合、出勤をした場合に手当を支給するという文言でございます、これが新たに追加をされているものでございます。

これに加えまして、本町におきましても、現行の14条の2におきまして、改めて管理職特別勤務手当を記述をしております。ここからは選挙の関係の部分を除外をしたものとなっております。それに第2項ということで、ただいまの人勧によります改正文を加えまして、さらに第3項ということで、この額を定めております。管理職員の特別勤務手当の額につきまして、勤務1回につき6,000円を超えない範囲において規則で定める額とすると。ただし、勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、当該額に100分の150を乗じて得た額とするとしております。

これにつきましては、6時間を超えた場合を想定をしております、6時間を超えた場合につきましては100分の150の率で手当を支給することとしております。したがって、1回6,000円ということになっておりますので、6時間以上勤務した場合には最大9,000円の支給ということになります。

また、2時間未満の場合も規定をすることとしております、2時間未満の場合につきましては半額の3,000円とするものでございます。

また、4項におきまして、こちらにつきましては従来から読んでおりました条文を切り離してこちらのほうに持ってきております、さらに内容のほうを一部改正をしております。

公職選挙法に基づく選挙の執行に係る事務に従事した場合の管理職特別勤務手当の額については、その勤務1時間につき、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する基準額の算定基礎とする超過勤務手当の1時間当たりの単価に、次の各号に掲げる区分に応じ、割合を乗じて得た額ということでございまして、こちらで規定しておりますのは、国会議員の選挙の場合に、町のほうにおりてまいります委託経費の算定の基礎資料となります時間当たりの単価がございまして、その単価を基準額と定めております、現行の額でございますと、基準額が1,760円となっております。この基準額に超過勤務手当の1時間当たりの支給割合、平日の場合ですと、100分の125、休日の場合ですと、100分の135、深夜の場合ですと、100分の160ということで、それぞれ基準額に割合を乗じた額によりまして算定をし、支給をするものでございます。

以上が議案第9号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号 京丹波町先行取得用地活用対策基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。

本基金は、土地開発公社に先行取得している用地を買い戻すために、平成17年に造成をされました基金3億円がスタートとなっております。その後、債務の解消を目的に、計画的に買い戻しを行い、平成26年度に債務が解消されたものでございます。このことによりまして、基金の任務は完了したということから、今回、基金を廃止するものでございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

ご審議賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 議案第11号、ただいま上程となりました議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

はじめに、今回の条例の制定の背景といたしまして、国におきまして、地方教育行政の運営に関する法律の一部を改正する法律について、平成26年法律第76号が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会委員長が廃止され、教育長の身分が特別職となるなど、関係する条例の整理、一部改正が必要なため、所要の改正を行うものです。

なお、関係する条例は教育委員会だけでなく、他の課にも及んでおりますので、今回、関係条例の整理ということで、一つの条例として提案をさせていただきます。

条例の内容を説明させていただく前に、今回の条例の制定の基本となります地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要をお配りさせていただいております、文部科学省の資料により説明させていただきます。

まず、表紙になりますが、ごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要。

この法律の施行日は平成27年4月1日となります。

今回の法の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものであります。

改正のポイントといたしまして、四つのポイントがあります。

ポイント1、教育長として教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、教育委員長職は廃止となります。ポイント2、教育委員会として教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。ポイント3、総合教育会議として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置。ポイント4、大綱として、教育に関する大綱を首長が策定、ということになります。

内容につきましては、次のページで説明させていただきます。

表紙の次のページをお開きください。2 ページ目、3 ページ目になります。

これまでの教育委員会の課題としまして、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい。教育委員会の審議が形骸化している。いじめ等の問題に対して、必ずしも迅速に対応できていない。地域住民の民意が十分に反映されていない。地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある、として、教育委員会の改革として、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のため、国が教育委員会に指示できることを明確化するような改正となります。

改正のポイントを説明させていただきます。

改正ポイント1 といたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置。新教育長と呼ばさせていただくのは、法施行前の教育長と区別をさせていただくためのものです。

現在の教育長は首長が議会の同意を得て、教育委員として任命され、教育委員会の中で教育委員長を除く教育委員さんの中から教育委員会が任命し、直接、首長はかかわっていなかったものを、新教育長は首長が議会の同意を得て、直接任命することになります。首長が直接教育長を任命することにより、任命責任を明確化するものであります。

また、これまで非常勤で教育委員会の代表者である教育委員長と、常勤で事務の統括者である教育長を一本化した新教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化するものでございます。

新教育長の任務といたしまして、教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表、会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者で、任期は3年となります。

ポイント2、教育委員会といたしまして、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化で、教育委員会は新教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集を実現できているかチェックをする。教育委員会によるチェック機能の強化のため、教育委員の定数3分の1以上から会議の招集の請求、教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理、執行状況を報告する義務について規定、会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成、公表することとなっております。

ポイントの3、総合教育会議といたしまして、今回の法改正では、首長は総合教育会議を設置しなければならないこととしております。会議は首長が招集し、会議は原則、公開とな

ります。会議の構成員は首長と教育委員会により構成されます。総合教育会議の協議、調整事項といたしましては、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずる施策、児童・生徒等の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずるべき措置等になっております。

総合教育会議の設置により、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育施策について議論することが可能となり、首長と教育委員会が協議、調整することにより、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることがより可能になるというものです。

ポイント4といたしまして、教育に関する大綱を首長が策定することとなっております。大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針等を定めるもので、総合教育会議において首長と教育委員会が協議、調整を尽くして、首長が策定することとなっております。首長と教育委員会は策定した大綱のもとに、それぞれの所管する事務を執行することとなります。

最終のページにQ & Aが記載されておりますが、参考資料とさせていただきます。

それでは、改正する条例の内容についてご説明を申し上げます。

議案書の次のページをお開きください。

第1条は京丹波町職員定数条例の一部を改正するもので、第1条中第21条及び第31条第3項を、第19条及び第31条第3項と、第21条を第19条に改めるもので、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項ずれが生じたものによる改正でございます。

第2条は京丹波町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正するもので、第1条中、出頭または参加した者を出頭し、または参加した者並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の第4第5項の規定による意見聴取のため、総合教育会議に参加することを求められた関係者または学識経験者に改める改正でございます。これは総合教育会議に呼ぶことができる意見聴取者について、実費弁償を支給する必要があると判断される場合において、実費弁償をするものでございます。

第3条は京丹波町職員倫理条例の一部を改正するもので、第2条第2号中「（教育長を除く。）」を削るものです。新教育長は特別職となり、教育長を除く規定は削る必要があるものです。

第4条は京丹波町職員法令遵守推進条例を一部改正するもので、第2条第1号中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改めるものです。特別職の常勤職となります。教育長の職が新設されることに伴い、教育長をつけ加えることが必要となるためです。

第5条は、京丹波町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び実費弁償に関する条例の一部を改正するもので、別表中教育委員会委員長の職が廃止に伴い、委員長の報酬を削るもので

ございます。

第6条は、京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するもので、別表第1の表中、副町長の後に、教育長の給与をつけ加えるものです。これは教育長の身分が特別職の常勤職となるため一部改正するものでございます。

第7条は、京都府教育委員会委員定数条例の一部を改正するもので、現在の教育長が教育委員会の委員である者のうちの一人であるのに対し、新教育長は教育委員会の構成員ではありませんが、教育委員ではなくなるため、現在の教育長を含めた6人から5人になるため改正するものでございます。

第8条は、京丹波町公民館の設置及び管理に関する条例を一部改正するもので、第2条第3項中「、教育長の推薦により」を削るものです。これは館長、主事、その他の職員は教育長の推薦により京丹波町教育委員会が任命する者でありましたが、新教育長では職員の任命について旧教育長の推薦について言及しているものについては削除する必要があるものです。

第9条は、京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止するもので、教育長は町長が直接任命する特別職となることから、教育長の給与等については京丹波町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例で定められることになり、本条例を廃止するものであります。

附則第1項は、条例の施行期間で平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置で、この条例は教育長がなお従前の例により在職する場合には、その教育長の教育委員会の委員としての任期中に限り、第3条から第8条までの規定による改正前及び第9条の規定による廃止前の条例の規定は、その効力は有するものです。

第3項は第2項でその効力を有することとされた第9条の規定による廃止前の京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条中、給料月額及び第3条第1項中、期末手当の額は同条で算出した額100分の10を減額した額とするものです。

現教育長の任期期間であります平成27年12月11日までは第3条から第8条までの規定による改正前及び第9条の規定による廃止前の条例の規定は、その効力は有するもので、平成27年12月11日までは適用しないこととなります。

なお、次のページからは、今説明させていただいたことの新旧対照表をつけさせていただいております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第12号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する

条例の制定について補足説明を申し上げさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項の番号と条例中の語句が変更となったため、京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をごらんください。

京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例第1条中第6条の2第2項を、第6条の3第2項に引用条項の番号変更のため改めるものです。また、改正後の児童福祉法においては、保育に欠けるという表現は使用されておられませんので、児童福祉法における表現に倣い、「放課後の家庭保育に欠ける」を「放課後に保育を必要とする」に改めるものです。

次に、議案第13号をお願いいたします。

議案第13号 京丹波町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、平成27年4月から開始されます子ども・子育て支援新制度では、幼稚園は特定教育保育施設として位置づけられ、特定教育保育施設において特定教育保育を提供した際の利用者負担を保護者から徴収することになり、京丹波町立幼稚園授業料等徴収条例の題名を京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例と改め、本則中、授業料を利用料に改めるものです。

新旧対照表をごらんください。

題名及び本則中の授業料を利用料に改めております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 議案第14号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、グリーンランドみずほグラウンドゴルフ場に夜間照明を設置することに伴いまして、使用時間また使用料金を改めるものでございます。

今回、新たにグリーンランドみずほ内のグラウンドゴルフ場に夜間照明を設置するに当たりましては、京丹波町わち「水と陸」自然双生運動公園の施設の閉鎖に伴い、同施設のパーゴルフ場に設置されておりました夜間照明のうち、利用可能な照明器具をグラウンドゴルフ場に移設をし、有効活用を図るものでございます。

それでは、詳細につきましては、新旧対照表の議案書の2枚目をごらんいただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、使用時間の変更で、第3条の2第1項第5号中のグラウンドゴルフ場の時間を定めているものでございますけれども、現在、午前9時から午後5時までを午前9時から午後10時までとするものでございます。

2点目は使用料金の変更でございます。中ほどに記載をしております別表では、使用料金を定めているものでございますけれども、1枚めくっていただきまして、施設名の欄のグラウンドゴルフ場をごらんいただきますと、旧の区分のところではプレイ料となっておりますものを、新しく昼間と夜間に区分をしまして、夜間の使用料金の町内利用者を500円以内、町外利用者のうち平日利用者は800円以内、土・日・祝祭日利用者は900円以内と定めるものでございます。

なお、施行期日については平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですけれども、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 議案第15号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

平成27年4月1日から施行される子ども・子育て支援新制度並びに子ども・子育て支援法により、公立保育所の保育費用につきましては、措置保育の場合を除き、児童福祉法第56条第3項の費用徴収の対象外となることから、保育所利用料及び保育所延長利用料につきまして、公の施設の使用料として徴収する規定を定めるために改正するものです。

それでは、1枚めくっていただき、条例の内容につきまして、条項ごとにご説明申し上げます。

まず、第3条を5条とし、第2条の次に、次の2条を加えます。

第3条、保育所利用料。保育所に入所する児童の保護者は子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を納付しなければならない。

2、前項の費用の額のうち、保護者が負担する保育所利用料は別に規則で定める。ただし、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより保育所利用料を減額し、または免除することができる。

この3条につきましては、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、市町村が利用者に支給認定並びに個人給付を行い、利用者が施設と公的契約することになりますが、第3条第1項の考え方としましては、市町村が利用者に支給すべき個人給付費と、利用者が負担す

べき利用者負担額の双方を施設が徴収する根拠とするため、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号を根拠とし、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を、保育所利用料の上限として定めています。

第3条第2項に関しましては、個人給付費と利用者負担額を合わせた保育所利用料のうち、保護者が負担する額のみを対象に定めているため、同法第27条第3項第2号を根拠とし、市町村が定める保育所利用料につきましては規則で定めます。

第4条、保育所延長利用料。保育短時間認定を受けた児童の保護者は、一般保育時間午前8時30分から午後4時30分までを超えた時間の保育を利用した場合は、保育所延長利用料を納付しなければならない。

2、前項の保育所延長利用料は、児童1人1日につき200円とする。

保育時間の認定につきましては、子ども・子育て支援新制度により、120時間の就労時間を基準とし、保育標準時間120時間以上と、保育短時間120時間未満の認定区分が設けられました。保育標準時間の認定を受けた児童は、午前7時30分から午後6時30分までの開所時間11時間を一般保育時間とし、保育短時間認定を受けた児童は、午前8時30分から午後4時30分までの8時間を一般保育時間とすることから、保育短時間認定を受けた児童が8時間を超えた保育を利用する場合に負担していただく利用料金を定めております。

本条例の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行期日と合わせ、平成27年4月1日を予定しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

次に、議案第16号 京丹波町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法が平成24年4月1日より施行されることが正式に決定されたことを受け、保育所入所要件が、「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に変更となり、京丹波町保育の必要性の認定に関する基準を定める規則（平成26年規則第19号）を保育の実施基準とすることが確定したことから、本条例を廃止するものです。

それでは、条例案を読み上げます。

京丹波町保育の実施に関する条例は廃止する。

本条例の施行期日は平成27年4月1日を予定しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第17号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

町独自施策である子育て支援センター、短時保育事業の利用料につきましては、一律1万2,000円と定めておりますが、国が示す保育所入所児童の保育料に関しましては、第2子が半額、第3子以降が無料となっていることから、町独自施策におきましても、少子化対策並びに子育て支援施策の充実を図ることを目的に、同様の減免規定を定めるために改正するものです。

それでは次のページをごらんください。

京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条、ただし書中「月額1万2,000円とする」を「月額1万2,000円とし、同一世帯から二人以上児童が利用する場合は二人目を半額、3人目以降を無料とする」に定める。

本条例の施行期日は、平成27年4月1日を予定しております。参考として新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第18号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

老人医療助成制度につきましては、高齢者の健康保持を目的として、昭和45年10月に制度が創設されて以来、44年が経過しており、その間、一定要件に該当する65歳から69歳の方の自己負担を軽減するものとして実施されてきました。

現在の制度におきましては、国の制度により自己負担がこれまで原則1割となっていた70歳以上の方に合わせて、65歳から69歳の方について入院、通院ともに自己負担が原則1割となるよう、患者の自己負担に対する助成が行われてきました。

しかし、70歳から74歳の方については経過措置はあるものの、平成26年度から国の制度の自己負担割合が基本的に2割となったことから、26年度中に70歳に達した制度対象者であった方においては、逆転現象が生じ、これを解消するため、今年度に限り、府の臨時的な特例措置により1割負担とされてきたところでございます。

以上のような背景、経過のもと、町長の提案説明にもありましたように、一つは制度対象となる65歳から69歳までの方の医療保険自己負担割合をこれまでの1割から2割に変更するものでございます。

また、2つ目には現行では65歳から69歳までの方において、障害のある方、寝たきり

の方、単身者、老人世帯に属する方を特別老人、それ以外の方を一般老人と区分し、それぞれ異なる所得制限により支給決定をしていたものを、現在の一般老人基準でもある世帯全員が所得税非課税であることに判定基準が一本化されるものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきますので、3枚目の横長の表をごらんください。

まず、第1条関係の第2条につきましては、1割負担を2割負担に変更するため、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されている負担割合を100分の10から100分の20に読みかえて運用するものでございます。

次に、第7条、支給の方法でございますが、今回の改正に鑑みまして、条文の内容について一定整理をさせていただくものでございます。

次のページ、第2条関係の2条1号、ア、イ、ウ、エでございますが、対象の判定基準が所得税非課税に一本化されるため、対象者の分類規定を削除するものでございます。その1号の削除に伴いまして、2号を1号に、3号を2号に、それぞれ繰り上げるものでございます。

次に、第4条につきましては、第2条で削除させていただく方についての支給の制限を規定している条文であることから、同時に削除させていただくものであり、それに伴う第5条以下の条ずれを改正するものでございます。

また、あわせて第8条2項中にある「第7条第1項」という文言を同条1項中の表現と同じ「前条第1項」という文言に統一させていただくものでございます。

なお、施行期日でございますが、附則にもありますように、自己負担割合につきましては、平成27年4月1日から、また、対象を所得税非課税とすることにつきましては、同年8月1日からとさせていただくものでございます。

また、激変緩和としての経過措置としまして、1割から2割の変更についての経過措置は設けませんが、現在支給されている方の支給判断基準につきましては、これまでと同様の基準とすることから、基準を満たしていれば、最大5年間は支給させていただくというものでございます。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第19号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、介護保険事業計画の見直しに合わせ、高齢者人口や要介護認定者数を見込み、さらにサービスの種類や量、その給付費を推計し、平成27年度から29年度まで3カ年の保険料や段階設定を定めるものでございます。

介護保険制度創設時の平成12年の国勢調査では、本町の高齢化率は29.2%でありましたものが、平成17年には31.8%と30%を超えました。さらに、平成26年度は団塊の世代と呼ばれる方々が65歳になられる年でもあり、高齢化率が37%となって、合併後においても5%を超える伸びを示しております。

また、団塊の世代が75歳以上となられる平成37年、2025年には本町の高齢化率は42%台になるとの予測がされているところです。

本町では今後、総人口の減少傾向と合わせて、高齢者人口もやや減少に転じると見込まれる一方、介護リスクが高まるとされる75歳以上の人口は増加傾向を示し、それに応じて要介護認定者数も増加傾向にあります。また、1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、認知症高齢者、老々介護等の課題が生じております。

さらに、介護老人福祉施設への実入所申込者数は、平成26年6月時点で118名となっており、平成25年度、平成26年度に町内の特別養護老人ホームで合計59床の施設整備が行われましたが、すぐには入所ができない現状から、施設入所に至るまでの在宅介護ニーズが大きくなると考えております。

このような状況から、介護保険サービスだけでなく、医療、保健、福祉の各サービスが切れ目なく提供できるような京丹波町の地域包括ケアシステムの構築と、一層の健康づくりと介護予防、さらには地域ぐるみの支え合い体制など、こうした課題の解決に向けて、第6期介護保険事業計画の策定に取り組んだところでございます。

計画における主なサービスの見込み量としましては、居宅サービスとして訪問介護、通所介護、短期入所の各サービスの拡充を見込んでおります。また、退院後の在宅生活に欠かせない訪問看護、訪問リハビリの支援を進めることとしております。

地域密着型サービスにおいては、第6期計画期間中に認知症対応型グループホーム9床、認知症対応型通所介護12人の事業も見込んでいるところでございます。

さらに在宅で少しでも長く健やかに暮らしていただくために、地域におけるサロン活動への支援、身近な公民館等で行う筋トレ、脳トレ教室、ミニデイサービスや認知症予防事業など、介護予防事業の取り組みの充実も積極的に図るものとしております。

制度改正が予定されております地域支援事業の介護予防・日常生活総合支援事業への移行

につきましては、新たな仕組みづくりを検討するとともに、その移行時期について十分な準備期間が必要であるとのことから、国の経過措置を活用して、平成28年度後半から、段階的な移行を目指すこととしております。

それでは、条例改正のうち介護保険料の改正につきましては、本日お配りさせていただきました説明資料によりご説明させていただきます。

平成27年度から29年度まで3カ年の介護サービスに必要な総費用額は64億8,908万円。保険料収納必要見込み額は約12億4,087万円と見込んでおります。保険料の金額といたしましては、資料中ほどの第5段階を基準保険料とし、現行の6万4,200円から7万5,300円に改正するものであります。5期と比べますと17.3%、1万1,100円の増となります。これは先ほども申し上げましたように、高齢化が進む中、介護リスクが高まる75歳以上の高齢者の要介護者の増加が見込まれることと合わせまして、平成27年度から、第1号被保険者にご負担いただく率が、これまでの21%から22%に引き上げられる一方、第2号被保険者の負担率が29%から28%に見直しされることになったことや、第5期計画においては、約3,000万円の基金を取り崩すこととしておりましたが、今期において保険料上昇抑制のために活用が見込める基金が1,600万円余りであることなども大きな要因となっております。

次に、保険料の段階設定の考え方でございますが、国の示す保険料段階は標準6段階から標準9段階に改正されました。これまでの段階設定が統合された部分と分割された部分がございますが、本町といたしましては、被保険者の所得の分布状況を踏まえた中で、負担能力に可能な限り配慮をし、11段階とさせていただくものでございます。

主な保険料段階についてご説明させていただきます。

第1段階、条例第2条第1項第1号に該当される方は、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方、または住民税非課税世帯で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方、これまでの第1段階と第2段階が国の基準で統合となりました。基準額に対する割合は現行どおり0.5、保険料額は3万7,700円となります。ただし、国の低所得者への軽減措置が設けられることとなり、平成27年度、28年度については、さらに0.05引き下げ、0.45とし、3万3,900円、その差額については公費より補填することといたしております。

この軽減措置の実施時期については、条例の改正附則第2条に規定し、国の政令改正が行われた後、施行日を規則で定めることとしております。国の低所得者への軽減措置については、27年度から一部が実施され、平成29年度には完全実施がされる予定となっております。

す。

第2段階、第2条第1項第2号に該当する方につきましては、住民税非課税世帯で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方。これまでは特例第3段階の方でございますが、今回の国基準の見直しで、特例第3段階、特例第4段階が標準化されております。この第2段階についても、本来ですと、国の軽減措置が適用されるところですが、消費税率引き上げが延期されたことから、平成29年度以降において軽減措置が実施されることになりました。国が示す基準額に対する割合は、0.75ですが、軽減措置の延期に伴い、基準から0.05下げて、これまで同様の0.7、年額5万2,800円とさせていただくものです。

第3段階、第2条第1項第3号に該当される方につきましては、これまでの第3段階に該当する方で、住民税非課税世帯で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方、国の基準どおり0.75、年額5万6,500円とさせていただいております。

第3段階についても、29年度以降、国の軽減措置が適用されることになっております。

第1段階から第3段階については、住民税非課税世帯の方ですが、次の第4段階、第5段階は住民税課税世帯で、本人が住民税非課税の場合となります。

第4段階、第2条第1項第4号に該当する方は、これまで特例第4段階に該当する方で、住民税非課税世帯、本人が住民税非課税、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。

第4段階も、新たに国の基準が見直しをされたことから、これまでの0.95から0.05下げた0.90として、年額6万7,800円としております。

第5段階は、第2条第1項第5号に該当する方で、これまでの第4段階に該当する方。住民税課税世帯で本人が住民税非課税、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方は、基準額の7万5,300円となります。

この第1段階から第5段階までの所得階層区分は国基準どおりということで、介護保険法施行令第39条第1項第1号から第5号に規定されている所得階層区分となっております。

第6段階以降につきましては、本人が住民税課税の場合ですが、第6段階、第2条第1項第6号に該当の方で、これまで第5段階に該当されていた方は、特例により合計所得金額125万円以下となっておりますが、今回、国基準として合計所得金額120万円未満とされたことから、それに準ずることとし、基準額に対する割合は1.20、年額9万400円とするものです。

第7段階、第2条第1項第7号の方は、第6段階の所得区分の見直しに伴い、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方とし、基準額に対する割合は国と同じ1.30で、年額9万7,900円。

第8段階、第2条第1項第8号の方は、前年の合計所得金額190万円以上290万円未満の方、新たに設けられた国基準で、基準額に対する割合は1.5となっています。しかし、本町ではこれまで合計所得金額190万円以上500万円未満の方は、1.65としておりましたので、現行から0.05引き下げ、1.6とし、12万500円とさせていただくものです。

国基準は第9段階までですが、本町ではこの段階をさらに3つに区分しております。

第9段階は、第2条第1項第9号の方で、前年の合計所得金額290万円以上500万円未満とし、国の基準額に対する割合どおり1.7、12万8,100円、第10段階は前年の合計所得金額500万円以上1,000万円未満の方とし、基準額に対する割合はこれまでどおり1.85、年額13万9,400円、そして、第11段階として、前年の合計所得金額1,000万円以上の方、基準額に対する割合はこれまでどおり2.0、年額15万600円とするものでございます。

続きまして、新旧対照表の2枚目をごらんください。

第4条関係ですが、介護保険法施行令の改正に伴いまして、引用する条項にずれが生じたものについて改正を行うものでございます。

第8条の保険料の徴収猶予及び第9条保険料の減免に関する規定の改正につきましては、それぞれ第5号として、特別の事情があることを加えるものですが、東日本大震災の被災者等に係る特例措置が延長されることになりましたが、本町の条例において合致する項目がなかったことから改正をお願いしております。

附則第9介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を設けることにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、介護保険法の改正に伴い、これまで介護予防給付としてサービス提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護等については、市町村の地域支援事業として位置づけられるとともに、これらのほか多様な主体によるさまざまな生活支援サービスを介護予防・日常生活支援総合事業として原則として27年4月から開始することとされております。

しかし、地域の特性を生かした取り組みなど、一定の準備期間を要する場合には、円滑に移行が行えるよう、市町村の条例で定める場合には、その実施は平成29年3月まで猶予されることになっております。

本町において生活支援体制の整備の必要性から、平成27年4月1日から規則で定める日までは行わず、規則の日で定める日の翌日から実施する旨を規定するものです。

第6期介護保険事業計画においては、平成28年度後半から徐々に移行することとしております。

最後に、条例の改正文、2枚目をお願いいたします。

この条例改正の附則といたしまして、保険料の改正などその施行日を平成27年4月1日としております。ただし、附則第2条に定める平成27年度から28年度までの保険料率の特例として、条例第2条第1項第1号に該当する方、いわゆる第1段階の方に対する保険料率の軽減については、基準額に対する割合を0.05引き下げ、0.45とし、3万3,900円とすることについて、現在のところ、国の政令改正が行われておりませんので、その施行日については、規則で定める日から施行する旨を規定いたしております。

政令改正後、速やかに規則を定めることといたしております。

以上、議案第19号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第20号から第24号までの補足説明を申し上げます。

議案第20号から第24号までにつきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

これらの条例については、平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の制定により改正されました介護保険法により、新たに市町村の条例でその基準を設けることとされた介護予防支援、いわゆる要支援1、2の方を対象にケアプランの作成を行う事業の人員や運営に関する基準、あわせて地域包括センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定めるものでございます。

また、第1次、第2次地方分権一括法の施行に伴い、地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービス、それぞれの人員、設備、運営等の基準、さらに地域密着型サービス事業者の指定に関する基準については、平成25年4月1日施行の条例で定めているところでございますが、先ほど申しました介護予防支援の基準等を町条例で定めるに当たり、関連する条例についても一部改正の必要が生じたところです。

第3次地方分権一括法による改正介護保険法の施行日は平成26年4月1日でしたが、施行の日から1年を超えない期間においては、地方自治体の条例が制定、施行されるまでの間、省令によることができるとの経過措置が設けられており、このたび、その経過措置期間が満

了することから、条例の制定及び改正を行うものでございます。

さらに、市町村がその基準を条例で定める際に従うべき基準、参酌すべき基準等については、国の省令により示されているところですが、その基準省令が平成27年4月1日を施行日とする改正が行われましたので、あわせて条例に反映するため改正を行うこととしております。

よって、いずれの条例も平成27年4月1日から施行するものでございます。

それでは、議案ごとにその概要を説明させていただきます。

まず、議案第20号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、提案理由につきましては先ほど申し上げたとおりでございますので、具体的な内容について説明申し上げます。

本条例では介護予防支援、要支援1、2の方に対する介護予防サービスの利用に向けて、ケアプランを作成する事業の基準を規定するものです。

市町村が介護予防支援等の事業の基本方針、人員及び運営の基準、効果的な支援の方法に関する基準等について条例に定める場合には、従うべき基準、参酌すべき基準については、国の省令により示されております。

この条例制定に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、平成18年厚生労働省令第37号に基づくこととしております。

条例は第1章から第6章で構成しておりまして、第1章総則では条例の趣旨を規定しております。

第2章基本方針については参酌すべき基準とされており、基準省令第1条の2のとおりとしております。

第3章では人員に関する基準を定めております。第3条の従業員の員数及び第4条管理者については従うべき基準となっておりますので、基準省令と同様の規定をいたしております。

第4章運営に関する基準では第5条から第29条において、その基準を定めておりますが、第5条内容及び手続の説明及び同意、第6条提供拒否の禁止、第23条秘密保持、第27条事故発生時の対応につきましては、従うべき基準とされており、その他の項目については参酌すべき基準となっております。

このたびの条例改正においては、町独自の規定を設けることが必要ないことから、全て国の基準省令に基づくこととしております。

第5章の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についても、第30条から第32条で定めておりますが、基準省令に準じた基本取扱方針及び具体的取扱方針として、利用者の介護予防や生活機能の改善を主眼に置くとともに、事業者は常にそのケアプランの評価を行いながら改善を図ること、また、具体的なケアプランの作成、見直しの際には利用者の解決すべき課題を把握するとともに、家族等に対しても十分な説明を行いながら、専門的な立場から目標を設定し、利用者の自立を最大限引き出すような支援になるよう、サービス担当者会議の開催など、事業者等と連携することなどを規定いたしております。

第6章では基準該当介護予防支援の事業に関する基準として、第2章から第5章までの規定の準用について定めております。基準該当、介護予防支援とは、本来の基準を満たしていない場合でも、市町村が支障がないと認めた場合に、特例介護予防サービス計画費の支払いを受けることができるものです。

なお、町内において介護予防支援だけを行う事業所は、京丹波町地域包括支援センターのみであり、町内の要支援と認定された被保険者のケアプランの作成については、委託を行っております居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんにお世話になっているところでございます。

続きまして、議案第21号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準につきましては、これまで介護保険法施行規則第140条の66で規定されていたところですが、介護保険法の改正に伴い、その条文は市町村が条例で基準を定める場合に従うべき基準及び参酌すべき基準となりました。よって、本条例は介護保険法施行規則第40条の66にのっとった形で制定するものでございます。

条例第2条では基本方針を定めております。基本方針は市町村が参酌すべき基準とされておりますので、施行規則と同様に規定することとし、地域包括支援センターは職員が共同して、包括的支援事業を実施することにより、被保険者が住みなれた地域において自立した生活を営むことができるようにするとともに、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえながら、適切、公平、中立的な運営を確保することとしております。

条例第3条は職員に関する基準で、従うべき基準となっております。

職員の配置基準としては第1号、保健師その他これに準ずる者1人、第2号、社会福祉士その他、これに準ずるもの1人、第3号主任、介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネ、その他これに準ずる者1人となっております。ただし、合併市町村や地理的条件等を勘案し、

この基準によっては効率的な運営に支障が出ると、地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、表のとおり、担当する区域における第1号被保険者の数に応じて職員数等の特例を規定いたしております。

本町の地域包括支援センターの現状といたしましては、保健師兼ケアマネ二人、保健師兼主任ケアマネ1人、高齢者の相談業務に経験を有する社会福祉主事1名の現在は4人体制となっております。

続きまして、議案第22号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

指定地域密着型サービスは要介護状態になっても可能な限り住みなれた自宅や地域での生活を支えるために、平成18年4月に創設され、原則として事業者が所在する市町村の住民のみが利用できるもので、その指定を市町村が行うものでございます。

今回の一部改正は、これまで基準省令を引用していたものが、都道府県の条例で定められることになったものについて改正を行うとともに、基準省令の改正に伴い、見直しを行うものでございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、目次において、第9章の複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めるものです。

複合型サービスは小規模多機能型居宅介護と訪問看護との組み合わせにより、介護と看護の一体的な提供がされるものですが、複合型サービスという名称ではサービスの内容がわかりにくいということから、具体的なサービスをイメージしやすいようにと、看護小規模多機能型居宅介護に改正されることになりました。この事業の名称に係るものにつきましては、条例の多くの条項において改正を行っております。

第6条から第32条の改正につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準の改正になっております。

第6条では条例第83条の一部改正と、複合型サービスの名称変更に伴い、文言の整理を行うものでございます。また、14条の改正は以降の条文において引用の必要がなくなったことから削っております。

第61条から81条までの改正につきましては、認知症対応型通所介護の基準に関する改正となっております。いずれも省令の改正に伴うものですが、第64条においては施設の設備及び備品に関して、その設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型

通所介護以外のサービスを提供する場合には、そのサービスの内容をサービス提供開始前に事業者指定を行った町長に届け出る旨の規定が追加されました。

また、第79条の2では、認知症対応型通所介護においても、事故発生時の対応として、町、利用者の家族、利用者に係る指定居宅介護支援事業者等への連絡、事故の記録など必要な措置を講ずることについて、新たに規定を設けるものでございます。

第83条から107条の改正につきましては、小規模多機能型居宅介護に係る基準の改正となっております。

第83条では従業員の員数等に関して、表に記載のとおり一定の基準に該当する際の特例について規定をするものです。

第84条の管理者についても、第83条第6項の表の中の欄に掲げる認知症対応型共同生活介護などの事業所が併設されている場合には、兼ねて従事できる規定が設けられました。

第86条では、基準省令において登録定員の上限が29人に引き上げられるとともに、登録定員の数に応じ、通いサービスの利用定員を段階的に定める改正が行われたことから、本町の条例においても改正を行っております。

第94条第2項においては、これまで国の基準省令を引用しておりましたが、介護保険法の改正に伴い、都道府県の条例で定めるべき事項となったことから、引用を平成26年に制定された京都府条例に改めるものでございます。

第111条から122条までの改正は、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームに係る基準に関する改正となっております。

第111条及び112条については複合型サービスの名称変更に伴うもの、第114条については用地の確保が困難な場合など、効率的な運営に必要と認められる場合に、共同生活住居の数を3まで認めるというものです。

131条から149条までの改正につきましては、地域密着型特定入居者生活介護の基準に関する改正となっております。

131条及び132条については、複合型サービスの名称変更に伴うもの、第136条は、法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意の規定が基準省令から削除されたもので、本町の条例においても削除するものです。

152条から181条までの改正は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定員29人以下の特別養護老人ホームの基準に関する改正となっております。

第152条の第4項では、サテライト型居住施設において医師を置かないことができる場合の本体施設として、指定地域密着型介護老人福祉施設が追加されたものです。同じく第1

7項として、医師及び介護支援専門員の数について、その入居者の合計数を基礎として算出する旨の規定が追加されております。

第191条から203条までの改正につきましては、主に第9章において、複合型サービスの名称が看護小規模多機能型居宅介護に変更になることに伴う改正となっております。

第195条の改正については、第86条の小規模多機能型居宅介護に係る改正と同様に、登録定員の上限を29人に引き上げるとともに、登録定員の数に応じて通いサービスの利用定員を設けることができる旨の規定を追加するものです。その他の条項につきましては、名称変更に伴う改正となっております。

続きまして、議案第23号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどの議案第22号が地域密着型介護サービス、いわゆる要介護1以上の介護認定を受けられた方が利用されるサービスの事業の基準を定めているものですが、この議案23号の地域密着型介護予防サービスについては、要支援1、2の方が利用されるサービスの事業の人員、設備、運営の基準、効果的な支援の方法に関する基準を定める条例となっております。

今回の条例改正は、先ほど議案第20号において、新たに京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防支援のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を新たに制定することの提案をさせていただいておりますが、これまで、基準省令を引用していた部分について、この新たに制定する条例を引用するために改正を行うもの、あわせて、条例を定める際の基準となる省令である指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、平成18年厚生労働省令第36号の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

具体的な内容としましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

第7条から第37条までの改正は、介護予防認知症対応型通所介護の基準に関する改正となっております。

第7条では、先ほどの議案第22号の改正と同様に、施設の設備、備品に関して、その設備を利用し、夜間及び深夜に単独型、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、そのサービスの内容を指定を行った町長に届け出る旨の規定が追加されております。

第16条では、国基準省令の引用がなくなったことから削っております。

第37条では、介護予防認知症対応型通所介護事業所において、第7条第4項で届け出たサービスの提供により発生した事故についても同様に、町、利用者の家族、利用者に係る指定介護予防支援事業所等への連絡、事故の記録、必要な措置を講ずることについて、新たに規定を設けるものでございます。

第45条から第68条までの改正は、介護予防小規模多機能型居宅介護の基準に関する改正となっております。

第45条では従業員の員数等について表に記載されているとおり、一定の基準に該当する際の特例について定めるものでございます。また、複合型サービスの名称が改められたことに伴う改正も行っております。

第46条の管理者についても、第45条第6項の表の中の欄に掲げる認知症対応型共同生活介護などの事業所が併設されている場合には、兼ねて従事できる規定が設けられました。

第48条では基準省令において、登録定員の上限が29人に引き上げられるとともに、登録定員の数に応じて通いサービスの利用定員を段階的に定める改正が行われたことから、条例においても改正をするものでございます。

第68条第1項第2号においては、これまで国の基準省令に示された留意点等を根拠としておりましたものが、介護保険法の改正に伴い、市町村の条例で定めるべき事項となったことから、このほど、議案第20号で制定を提案しております京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に規定する留意点等に沿うことに改めるものでございます。

第71条から87条までの改正につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護の基準に関する改正となっております。

第71条の規定は、根拠法の条項ずれを改めるもの、第75条については用地の確保が困難な場合など、効率的な運用に必要と認められる場合には共同生活住居の数を3まで認めるというものです。

第87条では準用規定における条項ずれの整理を行っております。

最後に、議案第24号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、これまで指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準として、介護サービス事業及び介護予防サービス事業に関する基準を条例で定めておりますが、議案第20号において、指定介護予防支援等の事業の基準を新たに設けることとな

りましたので、今後は指定介護予防支援事業、要支援1、2の方に対するケアプランの策定を行う事業の申請者に係る基準についても、この条例の対象として定めることとなりました。

新旧対照表をお願いいたします。

第1条、趣旨においては、指定介護予防支援事業に係る介護保険法の根拠規定を追加いたしております。

第3条では見出しの表現を整理するとともに、申請者の資格を定める事業の種類として、介護予防支援事業が対象となりますので、介護保険法を引用して介護予防支援事業を追加するものでございます。

以上、議案第20号から第24号までの補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案に賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 続きまして、議案第25号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

変更の理由につきましては、町長の提案説明にもありましたとおり、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開通が平成27年度に見直されました。開通時期が延期されることに伴い、これに連結する京丹波町地域振興拠点施設の供用開始日につきましても延期する必要性が生じたためでございます。

なお、新聞報道でもありましたように、瑞穂トンネル貫通後に国土交通省から開通時期が公表される予定であります。現時点では、本線供用日が未確定のため、平成25年条例第15号により、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行するとしていたものを、この条例は規則で定める日から施行するとして、附則の改正をお願いするものでございます。国土交通省より本線の供用開始予定日の確認を行った後、本施設の供用開始日を定めまして、規則において条例の施行期日を改めて定めることとしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第25号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 続きまして、議案第26号 京丹波町わち「水と陸」自然双生運動公園条例の廃止する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

この公園は京丹波町中上仲田8番地ほかに位置します1級河川由良川右岸に位置した約1.9ヘクタールの公園で、平成7年度にテニスコートやグラウンドゴルフ場等の整備を行い、

オープンした施設であります。その後、平成16年度の台風23号の洪水被害を受け、翌年に施設の復旧を行いました。平成25年9月に発生しました台風18号の洪水により再度被害を受けたところです。

今後においても台風等による被害が懸念されることから、施設の復旧を断念し、施設を廃止することとし、本年度において施設の撤去等の工事を行っているところでございます。このことによりまして、本条例を廃止するものであります。

以上、まことに簡単ですが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 続きまして、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定の変更について、補足説明させていただきます。

提案理由としましては、平成25年6月19日の京丹波町議会定例会において、議案第50号として議決いただきました京丹波町地域振興拠点施設の指定期間につきまして、先ほどの議案第25号の補足説明でも申し上げましたとおり、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開通が平成27年度に見直され、開通時期が延期されることに伴いまして、当施設の供用開始時期につきましても変更する必要があるため、指定の期間の開始時期につきましても、新旧対照表としてつけておりますとおり、平成27年4月1日からとしておりましたところを、京丹波町地域振興拠点施設の供用開始の日からとして変更をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第27号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○議長（野口久之君） 大変お疲れさんでございますが、休憩前に引き続き会議を続けます。中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、続きまして、議案第28号 平成27年度京丹波町一般会計予算について補足説明を申し上げます。

まず、27年度の一般会計の予算総額につきましては、116億400万円と定めさせていただくものでございまして、前年度比1億3,600万円、1.2%の減額としております。前年度に次ぎます予算規模となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細

書で説明をさせていただきます。

10ページの第2表、債務負担行為でございます。

事項としましては、1つ目に総合計画策定事業でございます。平成28年度の事業費としまして440万円を計上させていただいております。本計画につきましては、現在、第1次京丹波町総合計画に基づき事業が進められているところでございます。計画期間は平成28年度までとなっておりますことから、次期計画の策定に当たり、計画全般にわたる、企画提案、計画素案、情報提供、アドバイス等の総合支援の実施により、効果的で効率的に計画策定事務が進められるよう、専門的な知識、技術、経験等を有した業者に事業委託するものでございます。業務は2カ年にわたり、策定に向けた調整を行うこととしておりますので、次年度委託予定の事業費を計上しております。

なお、全体の委託業務にかかります予定事業費は、548万円となっております。

次に、2つ目に固定資産宅地評価見直し事業でございます。

平成28年度から平成29年度までの経費としまして、1,390万7,000円を計上させていただいております。

これにつきましては、固定資産税の評価替えが3年に一度必要でございまして、今回は平成27年度が評価替えの年度になっておりますが、次期の評価替えに向けましての業務委託が引き続き必要ということでございます。したがって、平成28年度分と平成29年度分につきましては、債務負担行為を設定させていただくというものでございます。

3つ目に、地域福祉計画策定事業でございます。

平成28年度の事業費といたしまして、371万6,000円を計上させていただいております。地域福祉計画につきましては、社会福祉法第107条に規定された法定計画でありまして、地域福祉の推進に関する事項として、地域における福祉サービスの適切な利用推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること、また、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関することなどを一体的に定める計画となっております。

なお、この計画の策定は市町村の努力義務となっており、これまでは本町が策定する他の行政計画により代用していたものでございますが、進む少子高齢化と最近の社会構造の変化等に伴い、人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化し、また、地域を支える世代は減少し、家庭や地域でお互いに助け合う機会や、地域住民同士の付き合いが薄くなっております。

このような状況下で、行政に委ねられてきました社会福祉サービスやまちづくり全般につきまして、行政と住民がそれぞれの役割分担のもとにつくり上げることが求められているも

のでありまして、本計画の策定によりまして、効果的、効率的な地域福祉の増進を図ることを目的としております。

なお、全体の事業費につきましては、2カ年で634万1,000円としております。

以上が債務負担行為でございます。

次に、11ページからの第3表の地方債でございますが、それぞれの歳出事業の財源として発行させていただくものと、臨時財政対策債の発行をお願いするものでございます。

総額につきましては、12ページでございますが、15億7,700万円でございますが、前年度比では9,700万円の減額となっております。

まず、最初に合併特例債につきましては、6億3,600万円を計上をいたしております。前年度比3億2,200万円の増となっております。これは、平成27年度における新規事業としてデジタル防災行政無線整備事業や、須知幼稚園遊戯棟、小・中学校の体育館等非構造部材耐震改修工事、また、和知ふれあいセンター屋根改修工事等を予定しております。

また、振興基金積立事業におきましては、基金積み立ての最終年度となることから、限度額まで積み立てることとし、1億206万円増加をしているところでございます。

これらが主な増加要因となっております。

また、過疎対策事業でございますが、6億210万円を計上してございまして、前年度比3億3,900万円の減額としております。減額要因では、グリーンランドみずほホッケー場改修工事や、丹波PA関係の施設整備、外構工事等などの充当事業が減少したこと、また、新規事業としましては、幼稚園、中学校の空調機器整備等を予定してございまして、これらを差し引き、大幅な減額となっております。

次の公有林整備事業債につきましては、町行造林事業、町有林事業におきまして、間伐、枝打ち作業を実施し、適正な材の管理を行うものでございまして、これに充当するものでございます。なお、12ページの下側の臨時財政対策債でございますけれども、交付税の振替措置分でありまして、3億3,270万円を予定しております。全ての発行額のうち、交付税算入額につきましては、11億9,900万円を推計をしております。約76%の算入率となるところでございます。

なお、目的別の起債の内訳につきましては、事項別明細書の38ページから40ページの町債でご確認いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の歳入の4ページをごらんください。

まず、町民税の均等割でございますが、税率につきましては、復興特別税の500円を加

算した3,500円で、納税義務者を6,773人、家屋数分120件分を見込み、徴収率を97%と見込みまして、2,340万1,000円を計上をいたしております。個人の所得割につきましては、税率6%でありまして、課税の基礎となります総所得につきましては、これまでの経過や経済情勢等を勘案しまして、平成26年度所得のマイナス2.9%といたしまして、課税標準額を推計し、個人町民税の現年度分については、1,348万円余りの減となります4億2,995万9,000円の計上といたしております。

また、法人住民税であります。均等割につきましては、357法人を見込んでの計上でございます。

法人税割につきましては、平成26年度の決算見込み額を基礎数値とし、平成27年税制改正による減額、また、今後の縦貫自動車道関連法人の減少等を見込み、429万円余り減額の8,050万8,000円の計上といたしております。

次に、固定資産税であります。土地と家屋につきましては、平成26年度中の異動等を反映したものでございますが、平成27年度は評価替えの年度であります。特に、家屋につきましては、経年に伴う3カ年分の減価が反映されており、656万円余りの減額の3億5,786万円としております。

また、償却資産につきましては、平成26年度の決算見込みから、過去4カ年の平均伸び率等を考慮し、算定しております。

次に、5ページの軽自動車税でございますが、課税台数を1万1,138台として推計したものでございます。平成26年度の課税台数をもとに、過大とならないように算定しております。

その次のたばこ税でございますが、平成26年度の決算見込みをもとに算定をしております。本数につきましては、総体的に売上本数が減少傾向にあり、1,425万円余りの減としております。

以下、地方譲与税から各種の交付金が続くわけでございますが、これらにつきましては、京都府の試算資料に基づき計上したものでございます。

なお、6ページの下から2つ目の地方消費税交付金であります。平成26年4月からの消費税率の引き上げによりまして、地方消費税率は現行の1%から1.7%となりましたが、26年度の地方消費税交付金は26年1月から26年12月までに国に納付された分が対象となり、消費税引き上げ前の部分が含まれておりましたので、満額交付にはなっておりませんでした。本年度は通年となり、満額を見込むものでございます。

また、説明欄であります。二段書きにしております。地方消費税交付金社会保障財源

分として1億500万円としております。これにつきましては、今回の消費税引き上げが社会保障の財源確保に当たることから、引き上げ分の地方消費税収は全て社会保障施策に要する経費に充当することとされておりまして、それを予算書等で明示するように通知があったところでございます。

また、その額は17分の7に相当する額とされたところから、2億5,500万円の17分の7の1億500万円を明示したものでございます。

次に、7ページに入りまして、地方交付税でございます。

算定の基礎となります基準財政需要額を国の地方財政の見通しにより示されましたそれぞれの算定費目の伸び率等に基づき算定をいたしましたところ、普通交付税は26年度実績、約48億8,000万円から、約7,800万円の増となる49億5,000万円程度となるのではないかと、現時点では考えております。

そうした推計をもとに、一定の財源留保も検討する中で、当初予算には前年度と同額の46億5,000万円を計上させていただいたところであり、また、特別交付税につきましても、前年度と同額の4億5,000万円を計上したところでございます。

次に、下段の分担金、負担金からの特定財源の関係でございますが、これらにつきましては、それぞれ積算根拠等、十分ではございませんが、説明欄に記載をしておりますので、まことに恐縮でございますが、省略させていただきたいと思っております。

次に、10ページに入りますが、民生使用料では子育て支援センター使用料、保育所使用料を計上いたしております。

条例改正でも説明をしましたように、子ども・子育て支援制度のスタートに伴い、公の施設の使用料として徴収する旨規定されたことから、収入項目を変更したものでございます。

次に、16ページ下段の総務費国庫補助金市町村合併推進体制整備国庫補助金でございますが、前年度比3,829万円増の7,135万8,000円を見込んでおります。この補助金は合併特例期間において交付される総額が定められておりまして、本年度が最終年度でもあり、未交付額の全額について、今回見込んでいるものでございます。

少し飛ばさせていただきまして、32ページの16款の財産収入でございます。

土地売却収入としまして、2,124万円のうち、2,074万円を和知地区本庄地内にあります分譲住宅用地の売却収入として概算で見込んでおります。

平成26年度におきまして造成工事を行っておるものでございまして、若者定住、あるいは移住住宅として分譲する予定となっております。

次に、33ページをお願いいたします。

中ほどの基金繰入金でございますが、財政調整基金につきましては、今年度は前年度に比べまして、2億438万5,000円増の4億6,609万4,000円を計上させていただいております。

これは一般財源の不足額を基金から繰り入れるものでありますが、平成27年度におきましては、全般的なまちづくり経費の伸びに伴う一般財源の不足分に充当をするものでございます。

次の過疎地域自立促進特別基金繰入金916万5,000円でございますが、これは旧JA竹野支所に隣接します倉庫の老朽化に伴いまして、撤去する必要があることから、その財源として繰り入れるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、歳入予算の補足説明とさせていただきます。

次に、歳出予算でございますが、41ページからとなっておりますが、めくっていただきまして43ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費でございますが、事業項目の中で、下から4つ目の番号制度導入事業であります。

本事業につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成25年5月31日に制定をされました。目的は行政運営の効率化で、住民票に記載される者全員に付番される重複のない個人番号により、情報システムを運用し、効率的な情報管理を行うようにするもの、また、このほか、国民の負担軽減ということで、窓口申請の際の添付書類の簡素化でありますとか、窓口等におけます本人確認時の個人番号カードの利用などが挙げられております。

この個人番号の通知につきましては、町から通知カードによりまして、個人個人に通知されるものでございまして、実施時期は平成27年10月をめどとされているところでございます。

このため、本年度から必要な電算システム等の改修を順次進めているところでございます。平成27年度につきましても、45ページからのシステム改修委託料としまして、317万6,000円、番号制度導入支援業務委託料としまして、64万8,000円、また、施設備品として窓口用のタッチパネルなど、766万3,000円などを計上をいたしております。

次に、49ページに入らせていただきます。

49ページの上段の積立金でございます。

中ほどの振興基金積立金につきましては、合併特例債を活用した基金造成として積み立て

を行ってありまして、本年度が積み立て最終年となります。2億8,600万円と利子分を積み立てるものでございます。

一つ飛ばしまして、過疎自立促進特別事業基金積立金につきましては、過疎債のソフト事業分を活用して積み立てる基金であります。町有施設の解体撤去に要する費用等の財源に活用できるため、積み立てを行うものでございます。

その下の企画費の開庁記念式典事業でございます。本年10月11日に、京丹波町が誕生し、10年を迎えます。そこで合併の日に記念式典と記念行事を開催することといたしております。その経費としまして、式典等の会場設営等の委託料ほかで597万3,000円を計上しております。

次に、少し飛んでいただきまして、58ページの地域資源活用推進事業であります。平成25年4月に策定いたしました京丹波町森づくり計画において位置づけをしております循環型経済社会の構造の構築を目的とした事業でありまして、平成26年度からは友好町として交流しております北海道下川町の循環型森林経営を参考に、本町におきましても木質バイオマス産業の育成も視野に、新たな資源循環の仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

木質バイオマスエネルギー活用推進委員会を設置し、検討をいただいているところでございます。平成27年度は地域熱供給システムの実施設計業務の委託費として1,509万9,000円を計上いたしております。また、京丹波町産木材の利用促進を図るために、京丹波町産材を使用して地域住民組織が設置する施設等に要する経費に補助金を交付することとし、50万円を計上したところでございます。

また、森林（もり）の文化創造事業では、公共施設木質化工事として、中央公民館図書室の改修工事や、町営バスの京丹波町役場バス停の設置工事を行うこととしております。

なお、平成27年度におきましても北海道下川町との人事交流を行うこととしており、それぞれ1名の職員を派遣することとしております。

次に、61ページをお願いいたします。

徴税費の負担金補助及び交付金で、説明欄の下から2つ目でございますが、京都地方税機構負担金として、職員人件費やシステム経費負担分等1,405万6,000円を計上させていただきます。現在も本町から3名の職員を派遣しているところでございます。

次に、63ページであります。下段には4月12日投開票の京都府議会議員選挙の執行経費を計上をいたしております。

次、めくっていただきまして、64ページをお願いいたします。

統計調査費におきましては、5年に1度の国勢調査の年となっており、その必要経費を計上いたしております。

次に、66ページの民生費であります。社会福祉総務費の事業項目の下段であります。臨時福祉給付金給付事業としまして、事務費を含みまして3,602万5,000円を計上いたしております。消費税の引き上げにより低所得世帯への影響緩和措置として、平成26年度に給付をされたところでございますが、平成27年度におきましても、引き続き実施するものでございます。

本町では対象者を4,873人と見込みまして、予算を計上したところでございます。

同じく、最下段の地域福祉計画策定事業でございますが、これにつきましても、冒頭で申し上げましたように、現在の高齢化が進む本町にあっての家庭や地域との助け合う機会、あるいは地域住民同士の付き合いが薄れてきているというところから、住民と行政がいま一度、その役割分担を見つめ直す中で、事業を推進するための計画づくりを行うものでございます。

次に、68ページの下段の民生費の障害者福祉費でございますが、前年度比2,903万1,000円の増額としております。給付費も年々増加傾向にある状況にあります。

次に、72ページ、老人福祉費でございますが、前年度比4,495万1,000円の増額としております。主な増額の内容としましては、73ページの事業項目上段の介護保険事業特別会計繰出事業におきまして大幅な増額となっておりますが、第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険料が改定されたことによるものでございます。

次に、75ページであります。事業項目下段の子育て世帯臨時特例給付金526万5,000円でございます。これにつきましても、先ほど申し上げました社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業と同様の趣旨でありまして、平成26年度に消費税率の引き上げによる子育て世帯への影響緩和措置として設けられたものでございまして、引き続き実施されるものでございます。

内容としましては、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童1人につき3,000円を支給することとなっております。

次に、77ページでございます。

下段からの保育所費には総額で3億3,681万5,000円を計上しております。入所児童は上豊田保育所122人、みずほ保育所87人、わちエンジェル52人の計261人と、広域委託6人を見込んでおりまして、所要の経費を計上させていただいております。

なお、80ページの上段の工事請負費であります。保育所施設整備工事としましてみずほ保育所の雨漏り修繕工事及び上豊田保育所給食室改修工事を予定しているところでござい

ます。

次に、85ページの事業項目の最下段、新エネルギー導入促進事業であります。4,180万7,000円を計上しております。これは平成22年度から実施しております住宅太陽光発電の設置補助であります。1キロワット当たり3万円の補助で、上限は12万円でございます。平成27年度におきましても、おおむね50件分を計上させていただいたところでございます。

また、避難施設の緊急時における電力の確保を目的に、丹波ひかり小学校に太陽光発電システム及び蓄電池設備工事を実施することとしております。

次に、92ページでございます。

農業費の農業振興費でございます。事業項目も大変多くございます。個々に増減もありますし、事業名が変更になっているものもございますが、重立ったものと新規事業につきまして申し上げます。

93ページでございます。

事業項目の中ほどのやや上、有害鳥獣対策事業であります。6,997万2,000円を計上しております。前年度比1,242万6,000円の増となっております。有害鳥獣対策事業につきましては施政方針にもございますように、農業振興施策における最重要課題として位置づけておりまして、平成27年度におきましても21団体において金網フェンスや電気柵の設置に取り組むをいただくこととしております。

また、サル対策としまして、サル用防護柵の実証実験にも取り組むことといたしております。

そのほか、わな免許新規取得や銃器免許新規取得に対する助成金制度によりまして、新規の捕獲従事者を育成してまいるのでございます。

次に、94ページの事業項目下から2つ目の酒米生産加速化事業でございます。

事業費としまして、514万円を計上しております。酒米の安定供給に必要な施設整備を支援し、生産面積の拡大を図るものでございます。

また、最下段の攻めの農業実践緊急対策事業におきましては、農業機械のリース導入により、低コスト高収益な生産体制への転換を加速化するための助成を行うものでございます。

次に、98ページの農地費でございます。

事業項目の一番下の土地改良施設維持管理事業7,500万円につきましては、安栖里区の豊昌池管理橋架け替え工事に2,700万円、下栗野、中山及び升谷の農業用水施設の調査設計業務に4,800万円を計上いたしております。

次に、102ページをお願いいたします。

農村情報施設管理費の15節工事請負費でございますが、ケーブルテレビ施設整備工事としまして、3,828万2,000円を計上しております。

これにつきましては、IP小口サーバーシステムの更新工事のほか、管理サーバーの更新工事等に要する経費を計上したものでございます。

次に、104ページの林業費の林業振興費であります。こちらにも数多くの事業項目がございますが、特に、事業項目の下から5番目の森林管理道開設事業につきましては、平成24年度から継続して事業を行っております和知地区の坂原地区と西河内地区を結ぶ塩谷長谷線の開設事業に8,536万6,000円を計上してございまして、平成27年度も計画延長4,700メートルのうちの1,000メートルを計画しているところでございます。

また、事業項目の一番下の木のぬくもり活用推進事業であります。3,389万8,000円を計上しております。これにつきましては、木質資源の循環利用の仕組みづくりを進めるために、本町の森林資源の把握と、その管理システムの構築を平成26年度から2カ年で整備することとしてございまして、2年目の27年度につきましては、森林資源量解析システム化業務委託費として、2,500万円を計上したほか、公共施設2カ所への薪ストーブ設置工事に279万円、薪ストーブの導入補助金として20台分の200万円などを計上したところでございます。

なお、平成27年度から2年間、農林水産行政事務研修制度を活用しまして、1名の職員を派遣させることとしております。農林水産行政の事務に従事させることにより、本町職員の資質の向上を図り、本町の農林水産行政に関する業務の円滑な遂行を助長することを目的といたしております。

また、林野庁からも1名の職員を人事交流として受け入れ、本町の農林業振興の推進にご支援いただくものでございます。

次に、108ページでございますが、商工費の商工振興費の事業項目の下から2つ目の企業誘致対策事業には、972万6,000円を計上しております。

主なものは109ページの負担金補助及び交付金の一番下であります。企業立地奨励金としまして、町企業誘致促進条例に基づき、町内企業が施設の新設あるいは増設を行い、町内に住所を有する新規雇用者を一定数以上雇用した場合に、本奨励金を交付する制度でございまして、第1号が瑞穂農林株式会社となっております。

奨励金は476万8,000円を計上いたしております。

110ページでございます。

事業項目の下から2つ目の京丹波味夢の里管理運営事業としまして、1,487万9,000円を計上しております。平成27年4月から道の駅「京丹波 味夢の里」が開業予定でしたが、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開通が延期したことに伴いまして、本施設も開業を延期することとなりました。このため、施設内あるいは外構等維持管理が必要となっておりまして、その委託料としまして3カ月分を予算計上をしたところでございます。

また、要求水準書や事業提案書との整合性、あるいは調整事項等の反映等を確認するために、モニタリング業務を委託するものでございます。

次に、事業項目最下段の京丹波まるごと観光推進事業では、平成27年度も丹波自然運動公園と須知高校を会場に、食の祭典を実施することといたしております。このイベントが本町のシンボリックな祭りとなり、誇りづくりや元気づくりにつながるよう、引き続き取り組むことといたしております。

また、町内の観光看板を統一したデザインとして作成し、設置し、京丹波町をPRしようとするものでございます。

なお、平成27年度から2年間、経済産業省への事務研修生としまして、1名の職員を派遣させることといたしております。経済産業行政に係る専門知識の習得及び実務研修を目的とするものでございます。経済産業行政の事務に従事させることによりまして、本町職員の資質の向上を図り、本町の経済産業行政に関する業務の円滑な遂行を助長することを目的といたしております。

次に、116ページでございます。

土木費の道路新設改良事業でございますが、総額6億1,115万8,000円を計上しております。前年度比では5億6,137万4,000円の減となっております。

事業内容であります。事業箇所は21カ所です。継続事業が14カ所、新規事業が7カ所となっております。

次に、117ページの最下段の水資源開発対策費のダム関連対策事業におきましては、畑川ダム対策協議会運営補助及びダム公園の整備に係る測量設計業務委託費として2,055万9,000円を計上いたしております。

次に、119ページの下段の住宅管理費で、事業項目の下から2つ目の住宅改修補助金交付事業であります。平成26年度から3年間延長することとしておりまして、27年度におきましては平成26年度の執行状況等から、550万円を計上したものでございます。

次に、121ページからの消防費でございますが、まず、常備消防費につきましては広域消防組合負担金として、平成26年度実績により計上をいたしております。

次の非常備消防費には9, 243万3, 000円を計上しております。

また、123ページの消防施設費では消防車両更新事業におきまして、小型ポンプ付積載車5台を更新することとしております。

次の防災費であります。124ページ、工事請負費の防災行政無線整備工事3億9, 979万5, 000円につきましては、災害現場や災害対策本部との通信確保のため、デジタル移動系防災行政無線の整備工事を行うこととしております。

次の備品購入費の防災備蓄備品であります。乾パンや水等の更新が必要な物資のほか、原子力防災対策としまして、避難所用の間仕切りパーテーション、防護服を計画的に購入していくこととしておりまして、防護服は40着、個人線量計は10個、パーテーションは15区画分を予定しております。

次に、125ページからの教育費でございますが、126ページの下段の事務局費の事業項目の中ほどのいじめ防止対策事業であります。

平成26年度からいじめ防止対策推進法の規定に基づきまして、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うための委員会を設置し、取り組みを行っているものでございまして、その運営費等を計上いたしております。

次に、130ページをお願いいたします。

小学校費の学校管理費の工事請負費であります。小学校設備改修工事としまして、3, 287万2, 000円を計上しておりますが、体育館等非構造部材耐震改修工事に3, 156万1, 000円ほか、各小学校の簡易改修工事となっております。

同様に、中学校費の学校管理費の工事請負費には、空調設備整備工事としまして8, 610万円、体育館等非構造部材耐震改修工事に2, 802万4, 000円、蒲生野中学校のトイレ改修工事に1, 300万円ほかで、合計1億2, 831万1, 000円を計上しているところでございます。

また、139ページの幼稚園費でございますが、幼稚園の設備改修工事としまして2, 192万3, 000円を計上をいたしているところでございます。

中学校費と同様に、遊戯室の非構造部材耐震改修工事及び空調設備整備工事として計上させていただいているものでございます。

次に、143ページをお願いいたします。

公民館費の工事請負費でございます。

和知ふれあいセンター改修工事としまして、屋根改修工事に係る事業費を計上をいたしております。

次に、145ページの保健体育費の全国高校総体推進事業では、本年8月に開催をされます全国高校総体のホッケー競技が本町のグリーンランドみずほホッケー場をメイン会場として開催をされることとなっております。その総体の運営負担金を予算計上をしたものでございます。

最後に、150ページの公債費でございます。

元金償還分12億7,175万7,000円、利子分としまして1億7,284万1,000円を計上をしております。

なお、予算書の最終ページを見ていただきますと、地方債の残高の見込みに関する調書がございます。この調書は許可ベースの額での表でございまして、増減見込みの欄を見ていただきますと、平成27年度中の借り入れが15億7,700万円、27年度中の元金償還が12億7,175万7,000円でございます。差し引き3億5,24万3,000円増加することとなっております。

以上、飛ばし飛ばしの説明で恐縮ではございますが、一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

なお、予算資料としまして、事業ごとにまとめました資料も事前に配付をさせていただいておりますので、参考としてごらんいただけたらと存じます。以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第29号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成27年度の国保事業特別会計につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ22億5,900万円とさせていただくものでございます。

前年度当初予算と比べまして、2億7,245万円、率にして13.7%の増とさせていただいております。

まず、予算編成の前提といたしまして、被保険者数を一般、退職合わせまして、4,185人、世帯数を2,465世帯として、被保険者の所得及び固定資産税額を基準として算定いたしております。

また、平成27年度の国保税率につきましては、先ほどの町長の提案説明にもございましたとおり、前年度と同率に据え置くこととして予算を計上させていただいております。

平成27年度税制改正大綱により、予定されております制度改正といたしましては、賦課限度額の引き上げと軽減対象世帯を判定する際の所得要件等の拡大が予定されているところ

でございます。

賦課限度額については医療給付費分51万円が52万円に、後期高齢者支援金分16万円が17万円にそれぞれ1万円引き上げられ、介護納付金分14万円が16万円に、2万円引き上げられ、合計で81万円が85万円となるものでございます。

また、低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、5割軽減で判定する際の所得が拡大され、基礎控除額33万円に加える額24万5,000円が1万5,000円引き上げられ26万円に、また、2割軽減で判定する際の所得も拡大され、基礎控除額33万円に加える額45万円が2万円引き上げられ、47万円となるものでございます。

今申しました改正につきましては法律の改正がまだでございますので、法律成立後、条例の改正をさせていただきたいと存じます。

また、平成27年度から人間ドックの自己負担割合を2割から3割に引き上げる予定としておりますが、住民健診の積極的な受診を促すため、より一層の広報啓発活動に取り組み、ひいては国保財源の軽減が図れることを期待するものでございます。

それでは、詳細につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず歳入から説明させていただきます。

事項別明細書4ページをお願いいたします。

最初に、歳入では1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分全体といたしましては、前年度比1,045万8,000円減の3億2,743万2,000円、退職被保険者分といたしましては、前年度比1,089万1,000円の減で、2,450万5,000円といたしております。予定収納率は昨年と同様の一般被保険者93.5%、退職被保険者98.0%で算定しております。

次に、5ページ、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金のうち、療養給付費等負担金については、歳出に計上した療養給付費等をもとに対象額を算出し、負担割合を乗じて現年度分2億7,818万6,000円を計上いたしております。

次、6ページ、2目、高額医療費共同事業負担金については、歳出に計上した拠出金をもとに算定しております。

3目、特定健康診査等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る国の負担金単価に健診や保健指導の見込み者数を乗じて計上いたしております。

2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、1節の普通調整交付金では、市町村の財政の不均衡の是正措置として交付されるもので、医療給付費等の必要額である調整対象需要額から標準的な保険税の調整対象収入額を控除して算出しており、全体で1億1,

695万3,000円を見込んでおります。

2節、特別調整交付金については、特別の財政事情に係る交付金ということで、説明欄にあげております経費分を見込んでおります。主なものといたしましては、健康管理センターでの保健事業や、へき地診療施設運営費に係るものなど、あわせて1,715万6,000円を見込んでおります。

次に、7ページでございます。

中段の4款、療養給付費交付金については、退職者医療分について、被用者保険から拠出金を社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れるものでございまして、退職者医療の対象費用額から保険税相当額と算定される額を差し引きまして、対前年度8,236万8,000円減の7,052万6,000円を計上いたしております。

同じページ、下段の5款、前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に係る医療保険者間の財政調整といたしまして、被用者保険から拠出金を受け入れるもので、各医療保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて交付を受けるものでございます。27年度分の概算分と25年度の精算分として返還すべき額1,690万円余りを相殺して、6億5,319万8,000円の交付を受ける見込みとなりました。概算分は本町国保の前期高齢者加入見込率の伸び、1人当たり医療費の伸びが増加要因となっており、全体で9,380万円余りの増加となっております。

次に、8ページ、6款、府支出金、府負担金の高額医療費共同事業負担金と特定健康診査等負担金につきましては、国庫支出金と同じ算定方法により同額を計上いたしております。

下段の府支出金、2項、府補助金の財政調整交付金につきましては、対象となる保険給付費等に交付率を乗じて算出しております。さらに、特別調整交付金分として、国保被保険者のがん検診実施に係る保健事業分などを合わせまして、7,906万3,000円としております。

次に、9ページ、7款、共同事業交付金におきましては、どちらも国保連合会から交付されるもので、各市町村からの拠出金の中から毎月支払う高額療養費の額をもとに算定され、前年度の交付見込み額をベースに、事業主体である国保連合会から示された見込み額を計上しております。1目、高額共同事業交付金は全国レベルでの共同事業で、1件80万円を超える医療費分を対象として、伸び率を前年度の8%と見込み、また、2目の保険財政共同安定化事業交付金は都道府県単位の共同事業で、対象が全ての医療費に拡大されたことにより、前年度当初に比べ、2億6,400万円余りの増で、26年度交付見込み額より伸び率5%として計上いたしております。全体で、対前年度2億6,284万8,000円増の4億5,

487万2,000円を見込んでおります。

9ページから10ページにかけましての、9款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、全体で1億6,002万7,000円で、前年度より4,306万5,000円の増額となっております。総務省通知の繰り出し基準等に基づき計上したところでございますが、1節の保険基盤安定繰入金につきましては、一般被保険者で所得の低い方の7割、5割、2割といった保険税の軽減分と、保険者支援分でございます。平成27年度におきましても、軽減対象世帯を判定する所得要件等が拡充されることに伴いまして、軽減世帯が増加しますので、繰入金も増加となる見込みでございます。

2節の職員給与費等繰入金につきましては、平成25年度から対象とする人件費や事務費の範囲を見直したところでございますが、今年度におきましても同様、総務費賦課徴収費及び審査支払手数料のうち、補助金等特定財源の当たるものを除いた額につきまして、繰り入れの対象としております。

加えて、平成27年度におきましては、一般会計実施分の保健事業費のうち、特定健康診査等にかかります事務費分につきましても繰り入れをお願いしているところでございます。

また、3節、出産育児一時金等繰入金としての繰り入れ、また、4節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保事業に係る交付税算入見合い分ということで、一般会計から繰り入れをお願いしております。

また、10ページの最上段、平成27年度におきましては、福祉医療波及分等といたしまして、国の療養給付費負担金、国の普通調整交付金、府の普通調整交付金における波及相当見込み額を計上させていただいております。

2項、基金繰入金につきましては、収支の均衡を図るため、4,721万7,000円の繰り入れを見込んでおります。

11ページ、11款、諸収入につきましては、延滞金や一般被保険者に係る返納金を主なものといたしまして、全体で366万7,000円を計上したところでございます。

次に、12ページからの歳出についてご説明申し上げます。

1款、総務費では、保健師1名分の人件費と、レセプト点検の嘱託職員賃金、運営事務費のほか、賦課徴収に係る費用、運営協議会費用などを計上し、全体で1,830万円を計上しております。

14ページ下段からの2款、保険給付費、療養諸費につきましては、国が示す方法によりまして、過去3年間の医療費をもとに、平成27年度の被保険者の見込み数や医療費の伸びを勘案して算出しております。一般被保険者では、入院、入院外、歯科、食事代の区分ごと

に伸び率を算出し、その項目ごとに3%から7%の伸びを見込んで算出したところでございます。

療養諸費の合計額といたしましては、一般退職の療養給付費と審査支払手数料を含めまして、12億2,828万円としております。前年度と比較しまして、6,300万円の増額、率にしまして5.4%増としております。

15ページから16ページの2項、高額療養費につきましては、一般、退職ともに直近の支給額から推計し、前年度と比較しまして3.4%増の1億5,225万円を計上いたしております。

17ページ、出産育児一時金につきましては、1件当たり42万円として20件分の840万円。葬祭費については、1件5万円で25件分の125万円を計上いたしております。

最下段、精神・結核医療付加金は、精神障害者医療及び結核医療の自己負担分を給付するもので、過去の実績額をもとに計上いたしました。

18ページ、3款、後期高齢者支援金につきましては、現役世代から後期高齢者医療への支援金ということで、健保や共済なども含めまして、各医療保険者が4割負担を拠出するものでございます。平成27年度の概算分は2億6,650万円となり、25年度の精算分1,675万5,000円が相殺されておりますので、前年度に比べて178万3,000円の減額の2億4,974万5,000円となっております。

次に、19ページ、最下段、6款、介護納付金については、介護給付費等の財源として、40歳から65歳の被保険者に応じて、各医療保険者が負担するもので、厚生労働省が示す算出方法により、所要額を見込んでおります。平成27年度の概算納付分9,180万7,000円から、25年度分の精算見込み分1,228万2,000円が相殺されますので、前年度に比べまして2,679万8,000円減の7,952万5,000円を計上いたしております。

20ページ、7款、共同事業拠出金については、国保連合会から示された拠出金見込み額により計上しております。

1目の高額医療共同事業の拠出金は、1件80万円を超えるレセプトを対象として、医療費実績割で算定され、2目の保険財政共同安定化事業の拠出金につきましては、都道府県単位での共同事業として全ての医療費を対象に被保険者割、医療費実績割により算定されております。

同じく20ページ下段の8款、保健事業費の特定健康診査等事業費では、40歳から74歳までの被保険者に係る特定健診等に係る費用を一般会計に繰り出し、原則、集団健診の方

法で実施することとしております。25年度作成の第2期特定健診等実施計画により、目標受診率を全体で58%として、そのうち集団健診における受診率を52%、受診見込み者数1,834人として予算計上をしたところでございます。一般会計への繰出金1,825万2,000円を主なものといたしまして、全体で1,880万4,000円を計上いたしております。

次、21ページ、中段の疾病予防費の疾病予防事業では、医療費通知、ジェネリック差額通知費用のほか、人間ドック助成金を計上いたしております。

人間ドック助成については、自己負担割合を2割から3割に変更させていただくこととしております。人間ドックは早期発見、早期治療に向け有効な手だてではありますが、年々利用者が増える状況において、限られた財源でできるだけ多くの方にご利用いただくため、また、集団健診を積極的に推進する立場から、集合健診における特定健診費用とのバランスを考慮し、見直すものであり、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたしたいと思っております。助成金につきましては、外来半日ドック、250件分、760万円を計上いたしております。

健康増進事業においては、一般会計で実施しているがん検診等について、国保被保険者分の費用を国保の保険事業に位置づけ、その費用の一部を負担するほか、南丹医療圏の広域保健事業として取り組みました糖尿病重症化予防事業の成果を途絶えさせることのないように、食生活改善事業など、地域の健康づくりを推進する事業について、一般会計への繰出金280万4,000円を計上しており、財源については京都府の財政調整交付金の活用を見込んでおります。

21ページから22ページにかけての3項、健康管理センター事業費では、施設管理費、訪問指導事業費、スポーツ講座開催事業費を合わせまして、全体で646万1,000円としております。

23ページから24ページの11款、諸支出金では保険税の還付金を計上するとともに、24ページ下段、繰出金においては、歳入の国庫特別調整交付金の対象となっておりますへき地直営診療所運営経費分として897万9,000円を病院事業会計に繰り出すこととしております。

25ページ、予備費につきましては、保険給付費の約3%をめどに、合併以降毎年4,000万円を計上いたしておりましたが、平成27年度当初予算におきましては、基金のより有効的な活用や柔軟な予算編成を目的としまして、3,000万円減額の1,000万円を計上させていただくものでございます。

現状では歳出不足が生じた場合、予備費の充用で対応しなくとも、基本となる補正予算で

の対応が可能であること、これまでの予備費充用実績額を見ても十分対応可能な額であること、また、府内数市町村の予備費の計上状況も参考にしながら、今回計上させていただいたところでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第30号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計について、補足説明を申し上げます。

会計の概要といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者に係る保険料を徴収し納付すること、及び、保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れ、広域連合に納めるというもので、平成27年度の予算総額は前年度よりマイナス346万5,000円、率にして1.5%減の2億2,325万2,000円とさせていただきます。

保険料や基盤安定負担金につきましては、広域連合の算定に基づき予算を編成いたしております。

それでは、詳細につきましては事項別明細書により説明させていただきます。

最初に歳入からご説明いたします。事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入では、1款、保険料、後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分については、広域連合の保険料算定に基づきまして、前年度と比較して661万1,000円減の1億4,309万2,000円を計上いたしております。

現在の調定額により按分し、特別徴収分を79%として、1億1,296万4,000円、普通徴収分を21%として、3,002万8,000円とさせていただきます。なお、保険料率につきましては、2年ごとの改正となっており、平成27年度の保険料率は26年度と同率の均等割額が4万7,480円、所得割が9.17%となり、1人当たりの平均保険料は7万3,319円と見込まれており、また、本町の平均保険料は広域連合の試算で4万1,598円と見込まれております。

3款、一般会計繰入金については、事務費分として320万1,000円、所得の少ない方に対する保険料の軽減分に係ります基盤安定繰入金として7,203万1,000円を計上いたしております。

次に、4ページ、4款、繰越金につきましては、出納整理期間に収納した保険料分を見込んでおります。

4ページ、最下段、5款、諸収入、雑入につきましては、広域連合助成金として後期高齢

者の人間ドック助成事業191万3,000円を主なものとしております。広域連合が国の特別調整交付金を活用された長寿健康増進事業として、ドックの受診助成に必要な経費10分の10の交付を受けるものでございます。

次に、5ページの歳出についてでございますが、1款、総務費、一般会計管理費では、75歳到達時や被保険者証の一斉更新に係る郵送料を主なものといたしてございまして、一般事務経費分として163万5,000円を計上いたしてしております。

2項、徴収費では、保険料決定通知書の印刷、郵送費用と口座振替手数料が主なものでございます。

6ページ、2款、広域連合納付金では、徴収いたしました保険料と、低所得者に係る保険料軽減分の負担金を広域連合に納付するものでございます。これも広域連合の試算に基づき算出しており、保険料軽減対象者に係ります基盤安定負担金については、昨年度に比べ430万円余り増額に転じた一方、保険料等負担金については660万円余りの減額となり、昨年度より224万5,000円減の2億1,712万4,000円を計上いたしてしております。

3款、保健事業費では、歳入で説明いたしましたように、広域連合からの助成金を受け、人間ドックの助成金を計上してしております。助成割合は昨年同様、基本9割補助としており、日帰りドック46人分を見込んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第31号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の事業勘定とサービス事業勘定分について、その概要を説明申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億20万2,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと8.2%、1億6,695万8,000円の増額となっております。平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画の初年度に当たり、第6期計画のサービス見込み量に応じて予算計上させていただいたものでございます。

以降、事項別明細書でのご説明とさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入の1款、保険料、第1号被保険者保険料は、第1号被保険者を5,902人と見込み、4億974万6,000円、前年度と比較して5,216万3,000円の増、その内訳といたしましては、現年度分特別徴収保険料として3億7,488万8,000円、現年度分

普通徴収保険料として3,465万8,000円を計上いたしております。第1号被保険者の保険料につきましては、先ほど介護保険条例の改正案でご説明させていただきましたとおり、1号被保険者の負担率が22%になったことと、計画期間のサービス見込み量から算定し、基準額を年額7万5,300円とさせていただきます。

3款の国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金は、現年度分として3億7,491万4,000円。保険給付費のうち、施設介護給付費など施設等に係る給付費の15%、居宅介護サービス給付費など、その他の給付費の20%となっております。

4ページをお願いいたします。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、平成26年度の交付申請ベースで保険給付費の8.3%を見込んで計上させていただきます。2目の地域支援事業交付金は全体で1,401万4,000円。介護予防事業分と包括的支援事業・任意事業分となっております。包括的支援事業・任意事業に係ります国の負担率は、第1号被保険者の負担率の変更に伴い、39.5%から39%となっております。

4款の支払基金交付金、介護給付費交付金につきましては、介護給付費交付金として5億9,404万2,000円、地域支援事業交付金として858万8,000円を計上いたしております。第2号被保険者の負担率の変更に伴い、保険給付費の28%となっております。

4ページから5ページにかけて、5款の府支出金、1項、府負担金、1目の介護給付費府負担金、3億1,459万7,000円は、施設等給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%で計上させていただきます。

2項、府補助金の1目、地域支援事業交付金700万7,000円、介護予防事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.5%で計上いたしております。包括的支援事業・任意事業に係ります都道府県の負担率も、これまでの19.75%から19.5%になりました。

5ページ、最下段から6ページの7款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目の介護給付費繰入金は2億6,519万7,000円、ルール分として保険給付の12.5%を一般会計から繰り入れをするものでございます。

2目の地域支援事業繰入金として703万7,000円、ルール分として介護予防事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.5%としております。包括的支援事業・任意事業に係ります町の負担率についても、都道府県と同様に19.75%から19.5%に変更になりました。

また、今年度から、新たに低所得者に対する軽減措置が設けられ、第1段階の被保険者に

対して0.05分を軽減することになりますので、3目、低所得者保険料軽減繰入金として382万9,000円を計上いたしております。現在のところ、1,017人分を見込んでいるところでございます。

続きまして、歳出、8ページをお願いいたします。

1款、総務費では、1目、一般管理に278万4,000円。平成27年度から、新たに認定者に交付する負担割合証に係る印刷製本費、通信運搬費及びシステム改修費用の増が主な増加要因となっております。

9ページの3項、介護認定審査会費では、円滑な認定調査を実施するための認定調査員の臨時雇用賃金316万円や、主治医意見書作成手数料657万4,000円、認定審査会に係る委託負担金として856万円を計上させていただいております。

審査会は本年度も京都府に事務委託させていただくこととしております。

10ページからの2款、保険給付費につきましては、第6期介護保険事業計画に計上した給付費をもとに予算計上いたしております。

1項、介護サービス等諸費の主なものとしましては、1目、居宅介護サービス給付費で、7億2,886万5,000円、訪問介護の利用者を月173人、通所介護を402人、短期入所生活介護を124人など見込んでおります。

2目の地域密着型介護サービス給付費では、全体で1億8,336万4,000円。町内の既存の小規模特別養護老人ホームと、グループホームの利用に加え、平成27年度開設見込みのグループホーム9床の増加を見込むものであります。

3目の施設介護サービス給付費は、8億7,819万6,000円とし、介護老人福祉施設202人、介護老人保健施設53人など、入所に係る費用を見込んでおります。

11ページの第2項、介護予防サービス等諸費では、主なものとしまして、1目、介護予防サービス給付費、5,662万8,000円、予防訪問介護31人、予防通所介護78人、予防通所リハビリ22人などの利用を見込んでおります。

また、要支援者への介護予防サービス計画給付費は764万3,000円となっております。

訪問介護、通所介護等に係る地域支援事業、新総合事業への移行は本町においては平成28年度後半から段階的な移行を予定しておりますことから、平成27年度の予算においては現状に基づき給付費を算定いたしております。

12ページをお願いいたします。

4項、高額介護サービス等費は利用者負担額が決められた世帯の上限額を超えた場合に支

給するもので、4, 171万3, 000円。

5項の特定入所者介護サービス等費は、低所得者の施設入所者に対する食費、居住費の限度額を超えた負担部分について補足給付するもので、1億1, 609万6, 000円を計上いたしております。

以上、保険給付費の総額は21億2, 158万円で、前年度比8.7%、1億7, 050万1, 000円の増額となりました。

続きまして、13ページをお願いいたします。

3款の地域支援事業費、1項の介護予防事業費では、国の通知に基づくとともに、第6期介護保険事業計画の策定に合わせ、一次予防事業に一般高齢者施策事業を、二次予防事業には実態把握事業の実施と、そのチェックリストの評価を受けた特定高齢者施策事業を計上いたしております。

1目、一次予防事業では、元気な高齢者を対象とした介護予防、認知症予防を重点とした事業として、地域介護予防活動支援事業としまして、ふれあいいきいきサロン活動に対する支援事業や、介護予防普及啓発事業として、食生活改善事業、ふれあい調理実習、筋トレ、脳トレ教室の開催などの実施を予定いたしております。

2目の二次予防事業では、住民健診の中で生活機能評価を実施するための高齢者実態把握事業、一般会計への繰り出しや、ミニデイサービス事業、運動器機能向上事業、認知症予防事業など、閉じこもり予防や、要介護状態となることを予防するための取り組みを引き続き積極的に展開しようと考えております。

また、3目、総合事業費精算金では、本町の被保険者がほかの市町村等において新たな総合事業を利用された場合に、国保連合会を通じて精算が必要となりますので、それに備え、計上したものでございます。

14ページ下段からの、2項、包括的支援事業、任意事業につきましては、15ページ、2目の任意事業費で、家族介護者を支援するための紙おむつ等購入に係る家族介護用品支給事業に1, 056万6, 000円。介護給付費等費用適正化事業には、平成26年度に導入いたしました適正化支援システムのリース料、保守料を計上いたしております。

また、国の実施要綱に基づき実施する事業といたしまして、認知症対策について、認知症ケア向上事業、認知症地域連携推進員設置事業を細分化いたしております。

認知症ケア向上事業においては、介護家族交流集会など、介護者への支援や認知症の方の介護関係者による個別ケア会議の開催、認知症地域連携推進員設置事業では、認知症専門窓口の設置について、町内事業者への委託を計画しているところです。また、生活支援介護予

防サービスの基盤整備事業では、新総合事業への移行に向けて、協議体の設置に係る費用や、生活支援コーディネーターの養成にかかる費用などを計上し、スムーズな移行に向けた体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

4 款の基金積立金においては、第 6 期計画の初年度であり、今年度見込まれます剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

以上、事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定、歳入歳出の総額を 6 9 4 万 1, 0 0 0 円と定めるものでございます。

前年度と比べまして、3. 1 %、2 0 万 7, 0 0 0 円の増となっております。

事項別明細書の 3 ページをお願いいたします。

歳入は 1 款、サービス収入、1 目、居宅支援サービス計画収入が主なものでございます。委託の部分も含めて、地域包括支援センターが作成する介護予防サービスの計画費の収入となっております。

2 款の国庫補助金では、制度改正に伴うシステム改修補助金として見込み費用の 2 分の 1、1 8 万 9, 0 0 0 円を見込んでおります。

次に、歳出でございます。

事項別の 4 ページ、2 款の事業費、2 目の居宅介護支援事業費は 6 8 4 万 2, 0 0 0 円で、要支援者の介護予防の計画策定に係るサービス事業所への委託料、5 4 1 万 5, 0 0 0 円を主なものといたしまして、介護予防給付管理システム関係の費用を合わせて計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第 3 1 号 介護保険事業特別会計事業勘定及びサービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○医療政策課長（藤田正則君） 失礼します。続きまして、介護保険特別会計の老人保健施設サービス勘定について、補足説明をさせていただきます。

京丹波町病院和知診療所の 2 階部分の京丹波町介護療養型老人保健施設につきましては、平成 2 1 年 1 0 月に開設して以来、はや 5 年 6 カ月が経過し、順調に推移稼働しております。

ちなみに、昨年 4 月から本年 2 月までの平均稼働率は 7 5. 1 %で運営されております。平成 2 7 年度の老健施設の係る予算につきましては、歳入歳出予算の総額を 1 億 7, 7 1 0 万円とするものでございます。

予算の前提といたしましては、平成 2 6 年度の 4 月から 1 2 月までの状況を参考にして積算を行っております。

歳入におきましては、主に入所サービスの利用者を平均要介護度3で見込み、ベッド数19床のうち長期の平均入所者数を13床といたし、短期入所者数を3床と見込み、算出いたしております。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページからでございます。

歳入では、款1、サービス収入、項1、介護給付費の収入につきまして、目1、居宅介護サービス費収入では、短期入所療養介護の介護報酬分、いわゆるショートステイの費用ですが、これらを計上しまして、先ほど申しましたとおり、平均要介護度3で、1カ月当たりの利用者数を3床とし、90日の利用を見込んでおります。

次の目2の施設介護サービス費収入では、介護報酬分として平均要介護度3から4で算定し、1日当たり個室利用ベッドを1床、多床室利用ベッドを12床とし、合計で平均入所利用ベッドを13床と見込んで計上いたしております。

次に、項2、介護予防給付費収入では、短期入所の方で1日のみ預かる場合の介護報酬の診療として4万円を見込んでおります。

項3の自己負担金収入では、入所及び短期入所に係る介護報酬の利用者分の自己負担金分としまして、居住費、食事費等をそれぞれ146万円を見込んでおります。

めくっていただきまして、4ページ中段の款3、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金では、全体で1億39万8,000円を計上いたし、歳出予算との均衡を図っております。

なお、同ページの下段のほうにあります款5、諸収入の項、雑入、目、雑入につきましては、リハビリ通所者の給食代や入所者のテレビカード等でございます。

次に、歳出になります。

5ページでございますが、款の総務費、項、総務管理費、目、一般管理費では、主に施設管理費及び運営に係る一般管理事業として2,382万8,000円を、職員人件費及び嘱託職員等の人件費と合計いたしまして、1億3,381万8,000円を計上いたしております。平成26年度に引き続き、常勤医師をはじめとして、看護師、ケアマネジャー、介護助手、事務員等の老健と診療所のそれぞれに適正配置を行う予算として計上させていただいております。

次に、7ページの款、介護サービス事業費、項、施設介護サービス事業費では、老健施設運営に必要な診療材料費や医薬材料費、給食業務の委託料、検査委託料、機器物品の借り上げ料を主なものといたしまして、全体で1,915万4,000円を計上させていただいて

おります。

以上、簡単ではございますが、老健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） それでは、続きまして、議案第32号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成27年度の歳入歳出予算総額を16億2,000万円とさせていただくもので、前年度当初予算と比べまして、1億3,920万円、9.4%の増額となっております。

第3条、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を3億円と定めるものです。

4ページ、第2表、地方債をお願いいたします。

簡易水道事業で、その財源として借り入れを行うことができる限度額を1億8,790万円とし、過疎対策事業も増額の1億8,790万円とし、総額3億7,580万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんとおりですので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の説明に移りますが、先に事項別明細書7ページの歳出から説明をさせていただきます。

1款、1項、1目、水道管理費の一般管理費総額は4億2,988万7,000円であります。そのうち、人件費は5,922万1,000円で、8名分の一般職給料、手当等を見込んでおります。

水道事業として、維持管理費用全般で3億7,066万6,000円を見込んでおります。

主なものとして、需用費では7,238万5,000円、そのうち、浄水場などの光熱水費につきましては、7,068万円を計上しております。

8ページに移りまして、委託料につきましては、総額で1億3,723万2,000円。主には施設の維持管理委託料としまして、6,655万円、水質検査委託料で1,093万1,000円。債務負担行為としております公営企業法適用に向けた調査等委託料で1,113万円。また、上水道事業として経営するための知事認可を取得する経費に1,800万円などを予定しております。

9ページ、工事請負費は、総額で6,798万6,000円を計上し、府道や町道の改良工事に伴う水道管移設工事で2,000万円。漏水などの維持補修工事で4,798万6,000円を計上しております。

また、19節の負担金では、畑川ダムの適正な維持管理を目的に、ダム管理負担金として1,026万6,000円を計上しております。

次に、10ページ、2款、1項、1目、水道施設費ですが、上水道事業としまして、丹波・瑞穂統合簡易水道事業費に2億3,558万3,000円を計上しております。委託料では畑川浄水場高度処理施設の設計などに3,100万円。工事請負費では鎌谷中地区や、小野地区でのポンプ場工事、また、未給水区域でありました上新田地区での配水管敷設工事など、総額で1億9,904万円を計上しております。

2目、簡易水道施設費の和知簡易水道事業では、総額2億6,507万1,000円を計上しております。委託料では立木地区の配水管設計業務委託料で、2,200万円、11ページ上段ですが、工事請負費では、2億4,100万円を計上し、出野地内での低区配水池築造工事や、立木橋水管橋に着手をいたします。

3款、公債費の元金と利子の総額は、6億8,645万9,000円を見込んでおります。次に、歳入の説明に移らせていただきます。

事項別明細書3ページにお戻りください。

1款、1項、1目、水道事業費分担金では、46件の新規加入を見込み、645万8,000円を計上しております。

2款、1項、1目、水道使用料の現年度分につきましては、使用実績に基づき算出した4億9,845万円を計上しております。

次に、4ページ、3款、国庫支出金の総額は1億1,459万3,000円を見込んでおり、事業費の増額に伴い、前年度に比べまして、2,635万2,000円の増額となっております。

次に、5ページ、6款、繰入金につきましては、一般会計繰入金で、5億7,158万4,000円、また、基金繰入金では、2,265万円を計上しております。

下段、8款、諸収入の支障物件移設補償費ですが、府道上野水原線、府道遠方瑞穂線、及び主要地方道京丹波三和線の改良工事に伴う水道管の移設設計費や工事費への公共補償として800万円を見込んでおります。

次に、6ページ、9款、町債ですが、簡易水道事業債として1億8,790万円、過疎対策事業債として、同額の1億8,790万円、総額で3億7,580万円の借り入れを予定しております。

最後に18ページの債務負担行為ですが、平成26年度から3年計画で企業会計へ移行する予定でありまして、昨年12月には業者と委託契約を締結をいたしました。26年度の業

務内容はほとんどが資料収集や基本方針の検討など成果品を伴う内容ではないため、支出額はなく、平成27年度以降に3,500万円の支出を予定しているところでございます。

以上、議案第32号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第33号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成27年度の歳入歳出予算総額を9億5,700万円とさせていただくもので、前年度当初予算と比べまして、690万円、0.7%の減額となっております。

3条、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を3億円と定めるものです。

4ページの第2表、地方債をお願いいたします。

資本費平準化債で限度額を1億4,670万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんとおりですので、それぞれご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の説明に移りますが、先に事項別明細書の7ページ、歳出から説明をさせていただきます。

1款、1項、1目、一般管理費は3,469万8,000円で、前年度から1名減である職員4名分の人件費を計上しております。

次に、2款、1項、1目、農業集落排水施設整備事業の施設整備費は2,958万円を計上しております。

8ページに移りまして、委託料2,320万円の内訳ですが、前年度から引き続きまして、和知地区の4処理施設と管路の機能診断に490万円、機能診断の結果を踏まえて最適整備構想を策定する経費に830万円、また、町内集合処理施設の中期的、長期的な改築、更新を検討する構想策定経費に1,000万円を計上しております。

管渠工事費600万円は、質美地内、府道の改良工事に伴います下水道管移設工事費を見込んでおります。

2目、施設管理費は総額1億875万6,000円で、内訳としましては農業集落排水施設管理事業に1億444万2,000円、林業集落排水施設管理事業に276万4,000円、簡易排水施設管理事業に155万円を計上しております。

主なものとしましては、需用費の中の光熱水費に3,175万2,000円を計上し、委託料では施設維持管理委託料としまして2,395万6,000円など、総額で5,862万3,000円を計上しております。

次に、9ページ下段、2款、2項、1目、公共下水道の施設整備費では、1,128万5,000円を計上しております。

主なものとしまして、10ページに進んでいただきまして、委託料600万円は、下山グリーンハイツ地区の誤接続調査の300万円と、豊田地区の排水処理計画に伴います移設設計の300万円、管渠工事費の400万円は府道改良工事に伴います中台地内での中継ポンプ制御盤移設工事でございます。

次に、下段、施設管理費では、総額1億1,943万円を計上しております。

11ページ、需用費では、光熱水費で2,640万円、施設の機器修繕等に661万円などの合計3,514万5,000円を、委託料では、施設維持管理委託に1,933万7,000円、汚泥脱水業務委託に5,598万5,000円など、合計で7,909万9,000円を計上しております。

12ページに移りまして、3項、1目、浄化槽の施設管理事業では、1億470万7,000円を計上しております。主には委託料で、町管理の浄化槽に係ります清掃委託料及び保守点検委託料として9,633万円を計上しております。3月末での見込み基数に新規の管理基数を加え、町管理浄化槽は1,272基を見込んでいるところでございます。

13ページ、3款、公債費ですが、元金は4億1,884万6,000円。利子は1億2,869万8,000円を計上しております。

次に、事項別明細書の3ページに戻っていただきまして、歳入ですが、1款、1項、1目、下水道事業費分担金ですが、農集で3件、特環下水道で3件の新規加入分担金を見込みまして、518万4,000円を計上しております。なお、市町村型の浄化槽分担金につきましては、事業の廃止により、予算計上はしておりません。

2款、使用料では、現年度分の農業集落排水使用料は9,438万円、林業集落排水使用料は141万6,000円、簡易排水使用料は88万8,000円、4ページに移りまして、特環公共下水道使用料は9,730万8,000円、浄化槽使用料は6,375万6,000円を見込んでおります。

3款、国庫支出金ですが、歳出で説明をいたしました機能診断と最適整備構想策定に係ります補助金として合計で1,270万円を計上しております。

5ページに移りまして、6款、一般会計繰入金につきましては、総額で5億2,849万8,000円とし、農業集落排水事業に2億2,133万9,000円、特定環境保全公共下水道事業に2億5,328万3,000円、浄化槽市町村整備推進事業に5,387万6,000円を充当することとしております。

最後に6ページ、9款の町債ですが、第2表、地方債で説明しましたとおり、資本費平準化債の借り入れを1億4,670万円としております。

以上、議案第33号の補足説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君）　　ここでお諮りをいたします。

本日の会議時間が、議事進行の都合により延長したいと思います。ご了解願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　　それでは、延長ということで進めていきたいと思えます。

これより暫時休憩をいたします。

5時10分まで、よろしくお願いたします。

休憩　午後　4時58分

再開　午後　5時10分

○議長（野口久之君）　　それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

藤田医療政策課長のほうから訂正がございますので、よろしくお願いたします。

藤田課長。

○医療政策課長（藤田正則君）　　済みません、お時間とりまして。

先ほどの介護保険の老健施設サービス勘定のところで、予算におきまして、老健施設のサービス収入の自己負担金収入におきまして、利用者のところ、先ほど140万円というような説明をさせていただきました。これは1,434万円の間違いでございましたので、訂正とおわびを申し上げます。失礼いたしました。

○議長（野口久之君）　　それでは、会議を続けます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君）　　続きまして、議案の第34号　平成27年度京丹波町土地取得特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成27年度の歳入歳出予算につきましては、それぞれ20万1,000円とするものでございまして、土地開発基金の利子を基金に積み立てるのみの予算となっているところでございます。

予算書の最後の4ページになります。ごらんをいただきたいと存じます。

基金への繰出金といたしまして、20万1,000円を計上をさせてもらっているところでございます。

以上、まことに簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君）　　中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君）　　続きまして、議案35号　平成27年度京丹波町育英資金給付事

業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

概要につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ470万1,000円とするものでございます。

歳入歳出事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款、育英費で、負担金補助及び交付金で、育英給付金468万円を計上いたしております。

志願者数につきましては、平成26年度の志願者数を参考に、大学生19人、高校生12人、専門学生3人、合計34人分の給付を見込んでおります。

続いて、戻っていただきまして、前のページ3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款、繰入金として、一般会計繰入金、基金繰入金、ともに給付額468万円の2分の1に当たります234万円をルール分としてそれぞれ計上いたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議案第36号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成27年度の歳入歳出予算総額は1億1,572万5,000円で、前年度と比較し、483万5,000円、4.0%の減となっております。

それでは、主な予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、事項別明細書4ページをごらんください。

運行事業費の事業項目、運行一般事業では、12路線、バス16台、それから、自家用バス管理事業では自家用バス1台に係る運行管理経費を計上しております。

主なものといたしましては、賃金では嘱託職員5人、臨時職員10人分、合わせて4,773万9,000円を計上いたしております。需用費につきましては、タイヤ購入などの消耗品、燃料費、車検費用やその他修繕料などとして、2,983万2,000円を計上しております。委託料のバス運転手派遣委託料342万5,000円につきましては、瑞穂地区の朝夕のスクールバス増発分を民間事業者へ委託するものでございます。

5ページに移りまして、備品購入費のうち、バス購入費1,410万円は、和知地区に配置しておりますバス2台の更新費用でございます。15年経過の29人乗り小型バスを、同じく29人乗りに、14年経過の15人乗りワゴン車を14人乗りワゴン車に更新するもの

でございます。

次に、歳入の主なものでございます。

戻っていただきまして、事項別明細書3ページをごらんください。

運行事業収入の運賃収入では、一般の乗車運賃1,031万6,000円、受託収入では小中学生のスクールバスとしての運行に係る受託収入1,702万7,000円を計上しております。一般会計繰入金は7,382万2,000円を計上しております。

最後に町債では、バス購入費の財源としまして、過疎対策事業債1,410万円を借り入れる予定といたしております。

以上、まことに簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 次に、議案第37号 平成27年度京丹波町須知財産区特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

本会計の予算につきましては、歳入歳出それぞれ134万円とさせていただきますものでございます。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページ、歳入をごらんください。

本財産区につきましては、土地の貸し付けに係ります財産貸付収入あるいは山林管理に係ります寄附金、また、基金の繰入金を主な歳入としております。

次に、歳出の5ページでございます。

上段につきましては須知地区、下段からは竹野地区ということで分けておりまして、項により地区を区分をいたしております。それぞれ先ほど申し上げました歳入を財源といたしまして、財産区管理会の運営及び財産の管理を行うものでございます。

須知地区につきましては、敬老祝賀式と区長会への補助金、また、枝打ち間伐等の委託料を主なものとしまして88万円、竹野地区につきましては、6ページでございますけれども、枝打ち間伐等作業委託料を主なものとしまして、40万6,000円を計上をしているところでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第37号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第38号でございます。

平成27年度京丹波町高原財産区特別会計予算でございますが、本会計の歳入歳出予算につきましては、それぞれ24万3,000円とするものでございます。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入といたしましては、寄附金を主なものとして計上をさせていただいております。

次のページ、事項別明細書の4ページでございますが、これらを財源といたします歳出につきましては、財産区管理会の運営、基金積立金、あるいは木ノ谷林道の管理委託料など、合計23万3,000円の執行を予定させていただいているところでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第38号の説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 川畷瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川畷勇人君） 私のほうからは議案第39号から議案第42号までの桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第39号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,900万円とするもので、前年度から334万円の増額となっております。

はじめに、歳入の主なものですが、事項別明細書、3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入では、ゴルフ場用地として1,305万8,000円、携帯電話の無線基地用地として15万円を計上するものです。

また、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るため480万円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございますが、事項別明細書の6ページをごらんください。

1款、総務費、2目、財産管理費、13節、委託料で、直営林保育作業に320万円を計上しております。

7ページ、3目、諸費では、19節、負担金補助及び交付金で、財産区区域内の各種団体等への補助金、また、各区を対象に、山林高度利用補助金465万円や、桧山地域振興対策補助金400万円を計上しております。

以上が桧山財産区特別会計でございます。

続きまして、議案第40号 平成27年度京丹波町梅田財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ635万円とするもので、前年度に比べ、27万円の減額となっております。

はじめに、歳入の主なものですが、事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入におきましては、無線中継塔用地や管内8区への貸付料として、551万6,000円を計上しております。

また、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るため、49万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書、5ページをごらんください。

1款、総務費、2目、財産管理費、13節、委託料では、直営林の保育作業に25万円、6ページに入りまして、22節一番上ですが、補償補填及び賠償金では、無線中継塔などの用地貸し付けに係る当該区への土地貸付補償費として320万9,000円、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、梅田地域振興会への補助金として100万円を計上しております。

以上が梅田財産区特別会計でございます。

続きまして、議案第41号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ546万5,000円とするもので、前年度に比べ、153万5,000円の増額となっております。

はじめに、歳入の主なものについて説明します。

事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入として、管内8区からの集落貸付料として63万円を計上し、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るため175万8,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書、6ページをごらんください。

1款、総務費、3目、諸費、13節、委託料では、水呑地区の分収林の作業委託料として130万円、19節、負担金補助及び交付金では、三ノ宮地域振興会を始め、三ノ宮財産区区域内の各種団体や区などを対象に、105万円の補助金を計上しております。

以上が三ノ宮財産区特別会計でございます。

最後に、議案第42号 平成27年度京丹波町質美財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ340万円とするもので、前年度と同額でございます。

最初に、歳入の主なものについて説明します。

事項別明細書、3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入として、管内7区から141万4,000円、法人からの貸付金として133万6,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書、5ページをごらんください。

1款、総務費、2目、財産管理費、13節、委託料で、直営林の保育作業委託料に80万円、3節、諸費、19節、負担金補助及び交付金で、質美地区遺族会への補助と、各区に対する貸付林等高度利用に対する補助金として、合わせて31万8,000円を計上しております。

以上が質美財産区特別会計でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく
お願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、続きまして、議案第43号 平成27年度国保京
丹波町病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

平成23年4月1日から、京丹波町病院、和知診療所、歯科診療所を一本化いたしまして、
公営企業会計として運営を行ってまいりました。また、24年4月からは、3人の常勤医師
をお迎えし、病院、診療所ともども順調に推移をいたしてまいりました。

前年度、地方公営企業法と地方公営企業会計基準が46年ぶりに改正されまして、新公営
企業会計として26年度予算から適用されており、今回で2回目となるものでございます。

それでは、予算書の順を追って補足説明をさせていただきます。

また、今回の算出基礎としましては、26年4月から12月までの状況を参考にして積算
をいたしております。

まず、表紙をめくっていただきまして、27年度国保京丹波町病院事業会計予算第2条、
業務の予定量といたしましては、京丹波町病院事業では一般病床を47床とし、入院患者数
を1日平均36人、年間で1万3,176人を予定いたしております。外来患者数におきま
しては、平日の1日当たりが、病院が130人、土曜日診療で30人、また、質美診療所は
12人、年間3万4,308人の外来数を予定しております。

次に、和知診療所事業でございますが、外来患者数を1日当たり52人として、年間1万
2,532人を予定しております。

和知歯科診療所では、外来患者数を1日当たり27人として、年間7,911人と見込ん
でおります。

次に、めくっていただきまして、第3条の収益的収入及び支出の予定額としましては、ま
ず、京丹波町病院事業の収益及び京丹波町病院事業費用は7億7,350万円とするもので
ございます。

次に、和知診療所事業の収益及び和知診療所事業費用は1億2,330万円とするもので
ございます。

また、和知歯科診療所事業収益及び和知歯科診療所事業費用では、ともに8,010万円
とするものでございます。

次のページの第4条の資本的収入及び支出の予定額としましては、京丹波町病院と和知診

療所と和知歯科診療所の資本的収入に合計2億3,623万5,000円、同じく京丹波町病院、和知診療所、歯科診療所の資本的支出の合計が2億5,313万5,000円とし、支出に対して収入が不足する額、1,690万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたすものでございます。

次にめくっていただきまして、第5条の企業債といたしまして、病院と和知診療所の機器類の購入に当たり、企業債を活用させていただくものでございます。

病院では、病院施設整備事業債と過疎対策事業債を活用させていただき、和知診療所では病院施設整備事業債を活用させていただくものでございます。対象機器類等の詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、7条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費としましては、給与費と公債費を施設ごとに必要な経費を計上させていただいているところでございます。

次ページの、第8条の他会計からの補助金につきましては、和知診療所並びに歯科診療所におきまして、へき地直営診療所運営に当たり、国保会計からの補助金として897万9,000円を予定しております。

また、第10条の重要な資産の取得及び処分につきましては、京丹波町病院では平成27年度に電子カルテ・医事会計システム、医用画像情報システム、外来案内表示システム、無停電電源装置の購入を計画しております。

また、和知診療所では、デジタルX線テレビシステム及びデジタルラジオグラフィーの購入を予定しております。

以下、ページを飛ばさせていただきます、今申しました内容を19ページからでお願いいたします。

19ページからの国保京丹波町病院事業会計予算明細書でご説明をさせていただきます。

最初に、先ほど申しました第3条の収益的収入につきましては、京丹波町病院の医業収益からご説明を申し上げます。

入院収益につきましては、一般病床47床で、入院基本料13対1、1日平均患者数が36人、1日平均入院単価を2万3,500円といたし、入院収益を3億960万円といたしております。

外来収益におきましては、一般外来に病院と質美診療所を合わせて、年間3万4,308人と予定しております。

また、在宅医療の推進のケアプランの居宅介護支援、居宅療養管理指導の訪問診察や、訪問看護や訪問リハビリ事業の、これらと先ほどの外来を合わせて2億1,450万円といた

しております。前年度より951万円の増額となっております。

この主な原因は、1人当たりの診療単価の増額と、24年度から設置いたしました地域連携室の充実によりまして、訪問診察、訪問看護、訪問リハビリらの件数増加が主な原因となるものでございます。

次に、その他医業収益では、個室の使用料と予防接種や健診事業との収益を見込みまして、合わせて3,625万3,000円といたしております。

また、一般会計負担金として、26年度からのルール改正によりまして、前年度同様に救急医療普通交付税算定分といたしまして、3,459万7,000円を計上させていただいております。

医業収益全体収入といたしましては、5億9,950万円とし、前年度より2,150万円の増とさせていただいております。

次に、医業外収益では、一般会計負担金といたしまして、1億5,202万5,000円を計上いたしております。

また、前年度から長期前受金戻入を設けまして、みなし償却制度が廃止されたため、25年度までの償却資産の取得した補助金につきまして、長期前受金戻入として計上いたし、減価償却に見合う分を順次収益化するという処理になりました。27年度分といたしましては、補助金分として、1,677万1,000円、寄付金分として1万8,000円を、受贈財産分として50万1,000円を計上いたしております。

病院の医業外収益全体では1億7,400万円、前年度より150万円の減額となり、その主な原因は病院建物に係る企業債償還金分の利息分が減少してきたことによります。

次に、病院の収益的支出に移らせていただきます。

ページをめくっていただき、23ページになります。

医業費用におきましては、給与費では前年度と比較いたしまして、退職予定や採用見込み人数で算定いたしております。賃金では、主に嘱託職員と非常勤の医師、看護師に係る賃金を主なものといたしております。

全体といたしましては、前年度より2,856万8,000円の増で、全体として4億7,680万9,000円を計上いたしております。

なお、退職手当組合負担金を人件費関係として整理いたしましたため、給与費等に本年度から移行させていただいております。

材料費では、3年前から院外処方を導入いたしましたので、薬品の4,550万円を主なものといたしまして、SPD事業の診療材料費や給食材料費等を含め、全体で7,684万

2, 000円を計上いたしております。

経費では病院と質美診療所を合わせ、その主なものといたしましては、光熱水費に1, 508万5, 000円、めくっていただきまして、委託料では検査業務委託、給食厨房業務、窓口の医事業務、及び医療機器保守委託業務らに1億131万4, 000円を計上し、経費全体で1億4, 099万8, 000円となり、前年度よりも1, 480万6, 000円の減額でございます。

25ページの減価償却費は建物、機械備品の減価償却費が5, 347万1, 000円を見込んでおります。前年度よりも282万2, 000円の増加をしてしておりますのは、26年度に購入いたしました機器類の減価償却が増えたものでございます。

25ページの下段の部分に当たります医業外費用におきましては、病院事業債の償還利子1, 862万2, 000円を主なものといたしまして、医業外費用全体で2, 190万円を計上いたしております。

次に、和知診療所事業でございますが、ページを戻っていただきまして、また、19ページのほうからでございますが、下段の和知診療所の収益についてご説明を申し上げます。

まず、外来収益における外来患者数の1日当たりの平均患者数は52人と見込み、在宅医療の訪問診察らの訪問事業関係と合わせて6, 362万円を計上いたしております。前年度より96万5, 000円の増額を予定しております。これは、内科、外科の常勤医師の定着及び木曜日の夜間診療の増らによるものでございます。

また、その他医業収益では、公衆衛生活動収益といたしまして、各種健診事業の増や、予防接種等を見込んでおります。その他医業収益は全体で991万円を見込んでおります。

めくっていただき、医業外収益につきましては、へき地直営診療所運営補助の国の国保特別調整交付金として484万円を見込んでおります。また、一般会計からの運営費補助金につきましては、3, 671万3, 000円を計上いたしております。病院同様に、前年度から長期前受金戻入を設けまして、みなし償却制度が廃止されたため、25年度までの償却資産の取得した補助金につきましては、長期前受金の戻入として計上いたし、減価償却に見合う分を順次収益化するという処理をさせていただいております。27年度分といたしましては、496万4, 000円を、受贈財産分として280万3, 000円を計上いたしております。

次に、和知診療所の収益的支出でございます。

27ページに移っていただきまして、和知診療所事業費用の医業収益における給与費では、医療職、看護師職、技術職、また、事務職らの診療所の配置人数で算定をいたしております。

賃金では、主に嘱託職員と非常勤医師らに係る賃金を主なものとしております。全体とし

ては7,654万4,000円を計上いたしております。

経費では、その主なものといたしまして、30ページの修繕費の296万円を、また、委託料における検査委託費や、窓口医事業務や、医療機器保守委託に1,570万円を計上しております。経費全体で2,630万3,000円を計上しております。また、減価償却には813万円とし、前年度より110万8,000円が増となりました。これは、26年度に保健センターの2階の会議室等が診療所に受贈された処置をさせてもらったため、建物に係る分でございます。

次に、和知歯科診療所の事業でございます。

また、21ページに戻っていただきまして、歯科診療所の医業収益の外来収益につきましては、一昨年10月に、歯科診療所の施設の場所が移転し、わかりやすい場所になったこと等により、診療のほうも順調に推移をいたしております。また、土曜日診療も定着する中で、外来診療の1日当たりの平均患者数は26年度当初は1日当たり25人と見込んでいたましたが、27年度には27人と見込みまして、年間7,911人とし、5,712万円を計上いたしております。

次に、医業外収益につきましては、国の国保特別調整交付金といたしまして、へき地直営診療所運営交付に413万9,000円を見込んでおります。また、一般会計からの運営補助金につきましては、1,331万7,000円を計上いたしております。長期前受金戻入といたしまして、病院、和知診療所同様にみなし償却制度が廃止されましたので、補助金に係る152万9,000円を、歯科診療所改修に係る負担金分として95万4,000円を、受贈財産分として85万8,000円を、合計334万1,000円を計上いたしております。

次に、和知歯科診療所の収益的支出に移らせていただきます。

31ページに移っていただきます。

歯科診療所事業費用の医業費用における給与費では、医療職、技術職、事務職らの歯科診療所の配置の人数で算定をいたしております。

賃金では、歯科衛生士の技術員と事務員らに係る賃金を主なものとしております。賃金といたしましては、806万9,000円を計上いたし、給与費全体で5,686万2,000円を計上しております。

経費では、その主なものといたしましては、委託料で34ページにあります歯科技工士の委託らで902万円を計上いたし、経費全体では1,516万9,000円を計上いたしております。

また、減価償却には全体で348万7,000円を計上いたし、前年度よりも31万4,000円増加しております。これも26年度に、先ほどの和知診療所同様に保健センターの1階部分を受領いたし、建物に係りませ部分と機器類の購入を行った分でございます。

次に、35ページの4条における資本的収入についてでございます。

資本的収入につきましては、京丹波町病院では2億1,419万3,000円を計上し、その内訳としましては、先ほどの予算、第5条において申しました企業債におきまして、36ページの節の企業債の内訳で、病院事業債に電子カルテと医事会計システムに6,000万円を充てるものでございます。また、病院事業債と過疎債を充てるものとして、医用画像情報システム、いわゆるPACSと申しましてCTやレントゲンや胃透視らの検査等で使用するフィルムレス化を行う情報システム機器に2,500万円を、また、同じ事業債に外来案内表示システムに1,000万円を充てる予定といたしております。

節の企業債償還元金として、償還が本格化いたし、平成28年度までは毎年1億1,000万円余りの元金償還が続く見込みでございます。27年度は償還金、償還元金が1億1,919万3,000円を計上いたしております。この償還元金につきましては、一般会計の出資金により償還に充てております。

和知診療所でございますが、2,124万3,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、節の企業債におきまして、病院事業債にデジタルX線テレビシステムに、いわゆる胃透視らを行う機器に762万1,000円を充てる予定としております。

また、同じく、病院事業債にデジタルラジオグラフィ、これはいわゆるレントゲンフィルムのデジタル化機器でございます。527万9,000円を充てる予定をしております。

また、病院事業債のほかにへき地診療所補助金といたしまして、810万円の府補助金を予定しており、これらの機器類導入により、和知診療所での健診、検査の受け入れを充実させていただき予定と考えております。

また、企業債償還元といたしまして、24万3,000円を一般会計出資により計上いたしております。

次に、歯科診療所でございますが、企業債償還に79万9,000円を、一般会計出資により計上いたしております。

次に、37ページの4条の資本的支出でございますが、支出に当たりましては、京丹波町病院では資本的支出といたしまして、2億2,819万3,000円を計上し、内訳として、これまでからの建物の償還に係る節の企業債償還に1億1,919万3,000円を予定しております。建設改良におきましては、1億890万円を計上しております。現在の建物が

平成17年3月の旧町時代に建設されまして、ちょうど10年が経過いたしました。その機器類等は旧病院等から引き続き持ってきて使用しているものや、耐用年数の切れたものや、医療の世界の日進月歩等の進化の関係で、時代の流れに伴いまして、アナログからデジタル化への移行を必要とするものがたくさん出てまいっております。今回、いろいろと新たに導入を行うものでございます。

まず、電子カルテ・医事会計システム、医用画像情報システム、先ほど申しましたPACSに当たりますが、及び外来案内表示システムの購入につきましては、病院事業債に充てているものでございます。また、CTやレントゲン等を撮影した後のデジタル処理を行うCRコンソール装置や、災害時の非常用バッテリーにつなぐための無停電電源装置の更新、院内での照明器具のLED化を順番に行っていていき、電気代の高騰への対応や、修繕費の抑制をしていきたいと考えております。また、防犯用カメラ、サービス向上のための電話、通信の録音システムの購入予定を考えております。

次に、和知診療所でございますが、資本的支出に2,274万3,000円を計上しております。前年度対比2,240万5,000円の増でございます。こちらもアナログからデジタル化への移行の関係や、所長が26年度から正職員の外科の常勤医師の配置をさせていただいたため、いろいろな機器類の操作を行えることが可能となってまいりましたため、昭和61年に導入しましたデジタルX線テレビシステム、いわゆる胃透視機器が古くなっておりますので、その更新と、デジタルラジオグラフィー、いわゆるレントゲンフィルムのデジタル化機器でございます。これらにつきましても、平成16年に購入してございまして、アナログからデジタル化への移行をしていきたいと考えております。これらにつきましても、健診、検査の受け入れなどを順次進めていき、充実させていきたいと考えております。これらは病院事業債と府補助金を充てているものでございます。そのほかに、空調設備室外機に140万円を計上しております。

最後に、歯科診療所でございますが、資本的支出につきまして219万9,000円を計上しております。

主なものは企業債償還に79万9,000円、そして、機器類、機器備品購入に、コンプレッサーとセントラルバキュームの計130万円を計上させていただいております。

全体の資本的収入が2億3,623万5,000円、資本的支出2億5,313万5,000円とし、支出に対して収入が不足する額1,690万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

以上、議案第43号 27年度の国保京丹波町病院事業会計予算の補足説明とさせていた

だきます。

ご審議を賜りまして、ご議決賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） それでは、お諮りいたします。

議案第28号 平成27年度京丹波町一般会計予算から議案第43号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第43号は15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時51分

再開 午後 5時52分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり、選任することに決しました。

予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時53分

再開 午後 5時54分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会において、正副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

委員長に岩田恵一君、副委員長に森田幸子君、以上のとおりであります。よろしくお願

をいたします。

これで本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は11日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変遅くなりまして、ご苦勞さまでございました。

なお、この後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されますので、委員の皆さん、大変お疲れのところではございますが、よろしく願いをいたします。ご苦勞さんでございました。

散会 午後 5時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 岩田恵一